参 考 資 料

公共事業関係費の推移（一般会計ベース）

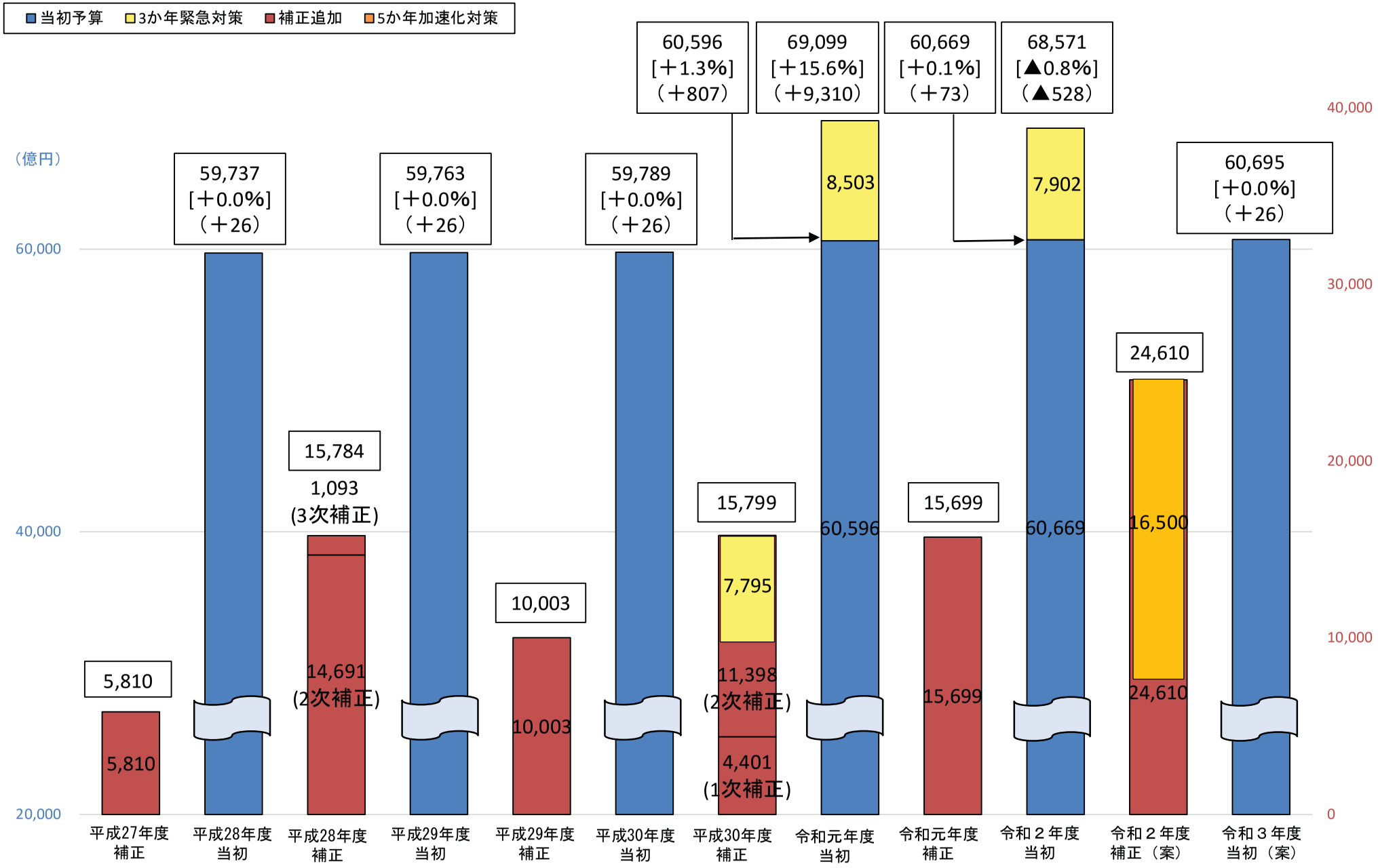

公共事業関係費の推移（S58年度～）

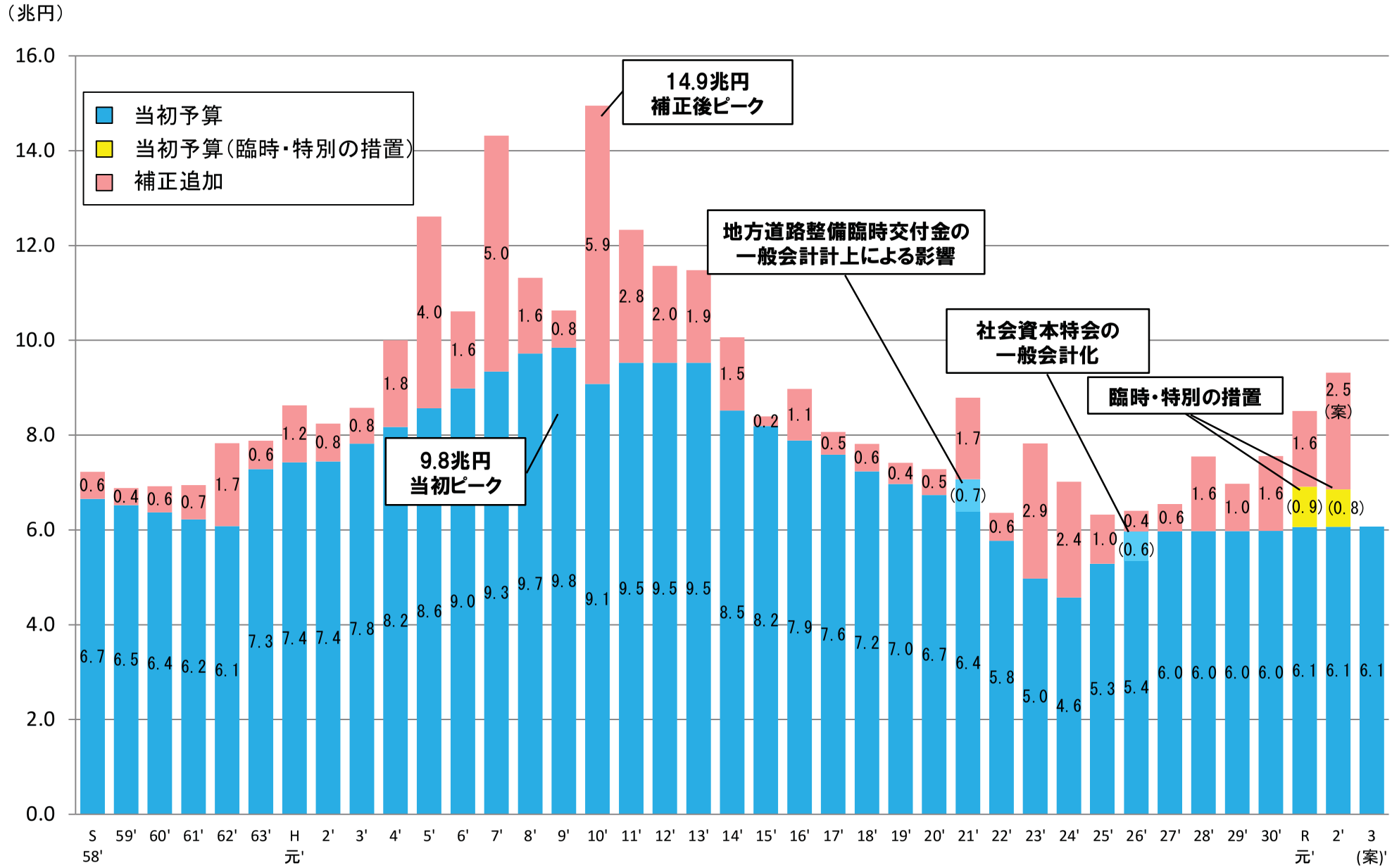

（注）NTT－A、B（償還時補助等を除く）を含む。

公 共 事 業 関 係 費 の 推 移

（単位：億円、％）

年　度		当初予算額	伸率	増△減額
58	(1983)	66,554	0.0	0
59	(1984)	65,200	△ 2.0	△ 1,354
60	(1985)	63,689	△ 2.3	△ 1,511
61	(1986)	62,233	△ 2.3	△ 1,456
62	(1987)	60,824	△ 2.3	△ 1,409
63	(1988)	71,599	17.7	10,775
平元	(1989)	73,024	2.0	1,424
2	(1990)	73,217	0.3	193
3	(1991)	77,048	5.2	3,831
4	(1992)	80,602	4.6	3,555
5	(1993)	84,595	5.0	3,993
6	(1994)	88,820	5.0	4,225
7	(1995)	92,398	4.0	3,577
8	(1996)	96,184	4.1	3,786
9	(1997)	97,447	1.3	1,263
10	(1998)	89,853	△ 7.8	△ 7,593
11	(1999)	94,307	5.0	4,454
12	(2000)	94,307	0.0	0
13	(2001)	94,352	0.0	45
14	(2002)	84,239	△ 10.7	△ 10,113
15	(2003)	80,971	△ 3.9	△ 3,268
16	(2004)	78,159	△ 3.5	△ 2,812
17	(2005)	75,310	△ 3.6	△ 2,849
18	(2006)	72,015	△ 4.4	△ 3,295
19	(2007)	69,473	△ 3.5	△ 2,542
20	(2008)	67,352	△ 3.1	△ 2,121
21	(2009)	※1 63,876	△ 5.2	△ 3,476
		70,701	5.0	3,349
22	(2010)	57,731	△ 18.3	△ 12,970
23	(2011)	※2 54,799	△ 5.1	△ 2,932
		49,743	△ 13.8	△ 7,987
24	(2012)	※2 48,137	△ 3.2	△ 1,606
		45,734	△ 8.1	△ 4,009
25	(2013)	52,853	15.6	7,119
		※3 52,467	14.7	6,733
			※4 0.3	182
26	(2014)	※5 59,685	12.9	6,832
		53,518	※6 1.9	1,022
27	(2015)	59,711	0.0	26
28	(2016)	59,737	0.0	26
29	(2017)	59,763	0.0	26
30	(2018)	59,789	0.0	26
令元	(2019)	※7 69,099	15.6	9,310
		60,596	1.3	807
2	(2020)	※7 68,571	※8 △ 0.8	△ 528
		60,669	0.1	73
3	(2021)	60,695	※9 △ 11.5	△ 7,876
			0.0	26

※1　特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されることによる特殊要因を除いた場合の計数。
※2　地域自主戦略交付金等に移行した額(23年度：5,056億円、24年度：2,403億円)をそれぞれ加えた場合の計数。
※3　復興特会繰入れ（356億円）及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金（29億円）を除いた計数。
※4　24年度予算額（45,734億円）に、地域自主戦略交付金（公共事業関係費相当分（6,551億円））を加えたものと比較。
※5　社会資本整備事業特別会計の廃止・一般会計への統合に伴う影響額（6,167億円）を含む。
※6　25年度予算額（52,853億円）から復興特会繰入れ（356億円）を控除したものと比較。
※7　臨時・特別の措置（令和元年度：8,503億円、令和2年度：7,902億円）を含む計数。
※8　臨時・特別の措置を含んだ令和元年度予算額（69,099億円）との比較。
※9　臨時・特別の措置を含んだ令和2年度予算額（68,571億円）との比較。

公　共　事　業　関　係　費

（単位：百万円）

	令和２年度 当初予算額	令和３年度 政府案	対前年度	
			増▲減額	伸率
治水	826,591	836,684	10,093	1.2%
治山	60,703	61,948	1,245	2.1%
海岸	30,367	33,400	3,033	10.0%
道路	2,047,153	2,065,453	18,300	0.9%
港湾	241,081	241,181	100	0.0%
空港	56,220	37,303	▲18,917	▲33.6%
都市幹線鉄道	24,522	23,822	▲700	▲2.9%
整備新幹線	80,372	80,372	－	0.0%
住宅対策	155,063	157,963	2,900	1.9%
市街地整備	102,141	102,141	－	0.0%
下水道	29,659	43,659	14,000	47.2%
水道	16,836	16,836	－	0.0%
廃棄物処理	41,727	41,727	－	0.0%
国営公園等	29,045	29,045	－	0.0%
農業農村	326,436	333,256	6,820	2.1%
森林整備	122,261	124,803	2,542	2.1%
水産基盤	71,133	72,607	1,474	2.1%
社会資本整備総合交付金	727,746	631,128	▲96,618	▲13.3%
防災・安全交付金	784,722	853,984	69,262	8.8%
農山漁村地域整備交付金	94,275	80,725	▲13,550	▲14.4%
地方創生整備	39,777	39,777	－	0.0%
防災・減災推進費	31,001	28,401	▲2,600	▲8.4%
その他	52,873	57,023	4,150	7.8%
一般公共計	**5,991,704**	**5,993,238**	**1,534**	**0.0%**
災害復旧等	75,162	76,228	1,066	1.4%
公共事業関係費計	**6,066,866**	**6,069,466**	**2,600**	**0.0%**
国土交通省関係	5,256,677	5,258,698	2,021	0.0%
農林水産省関係	698,926	699,505	579	0.1%
厚生労働省関係	17,192	17,192	－	0.0%
経済産業省関係	2,163	2,163	－	0.0%
環境省関係	49,512	49,512	－	0.0%
内閣府関係	42,396	42,396	－	0.0%

（注）令和２年度には、臨時・特別の措置を含まない。

防災・安全交付金による「流域治水」の推進

令和3年度政府案
8,540億円

○　気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、抜本的な治水対策として、国・県・市町村、地元企業や住民が一体となってハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進。

○　官民連携による「流域治水」を進めるため、地方公共団体の取組みを支援する防災・安全交付金（令和2年度：7,847億円）について、増額を図った上で、そのうち流域治水関連施策に3,000億円程度の優先的な配分を確保。

防災・安全交付金

命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資する地方公共団体等が行う社会資本整備その他の取組みを支援するため、地方公共団体が策定する社会資本総合整備計画ごとに交付金を交付。

【基幹事業】
・河川事業　・砂防事業　・海岸事業　・下水道事業
・都市公園・緑地等事業　・市街地整備事業
・住環境整備事業　・道路事業　・港湾事業　　等

基幹事業（防災・安全交付金）

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例）港湾施設の補修

・事前防災・減災対策
例）河川堤防の緊急対策

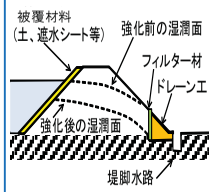

・生活空間の安全確保
例）子供の移動経路等の交通安全対策

「流域治水」

気候変動の影響や社会状況の変化を踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」を推進。

市街地浸水対策の強化（個別補助事業の拡充）

令和3年度政府案
特定洪水対策等推進事業費補助等　10億円
（令和2年度当初予算：0.4億円）
下水道防災事業費補助　384億円
（令和2年度当初予算：244億円）

○　集中豪雨等による内水氾濫等の被害軽減に向け、地方公共団体や民間事業者への雨水貯留浸透施設の整備補助を拡充。
○　内水浸水に対処する雨水処理施設の整備の加速化のため、雨水に係る下水道の個別補助を増額。

雨水貯留浸透施設整備の補助制度拡充

実施体制の構築（流域治水協議会の設置）

関係者（河川管理者、下水道管理者、地方公共団体やまちづくり事業者等）による流域対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域治水協議会を設置

支援制度の拡充（雨水貯留浸透施設の整備）

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間企業等による雨水貯留浸透施設整備
［補助率等］ 現行	1／2　（防災・安全交付金）等	1／3　（防災・安全交付金）	1／3　（下水道区域における間接交付金）
新たな制度 （令和3年度拡充）		1／2 特定都市河川浸水被害対策法に基づいて整備される施設	1／3　（下水道区域外も対象にした 間接補助） 1／2 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づいて整備される認定雨水貯留浸透施設

【平常時】　【出水時】

雨水貯留浸透施設の例（防災調整池）

下水道の雨水対策拡充

都市機能集積地区における浸水の再度災害防止や大規模な雨水処理施設等を集中的に支援する個別補助（下水道防災事業費補助）を昨年度に引き続き拡充。

（R2年度予算：244億円
⇒　R3年度予算：384億円）

雨水ポンプの整備

雨水貯留管の整備

貯留施設の整備

津波対策緊急事業（補助事業）＜新規＞

令和3年度政府案：13億円

国土交通省作成資料

切迫する大規模地震による津波から国民の生命と財産を守るため、警戒避難体制等のソフト対策とあわせて実施する、海岸堤防等の地震・津波対策について、計画的かつ集中的に推進するための個別補助制度を創設。

背景

○切迫する南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震においては、それに伴う津波の来襲が想定されるとともに、津波到達までの予想時間が短い地域が存在することから、警戒避難体制の整備等のソフト対策とともに、避難に資するハード対策が急務。

○津波到達までの予想時間が短い地域において、計画的かつ集中的に海岸堤防等の海岸保全施設の地震・津波対策を行うことにより、津波高さを抑制するとともに、津波の到達時間を遅らせ、避難時間を効果的に確保。

津波到達までの予想時間が短い地域の例

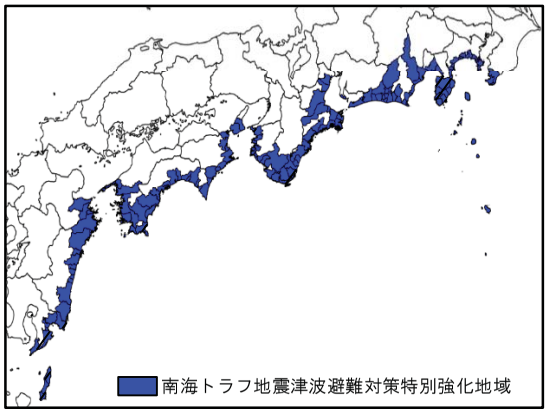

対策による効果イメージ

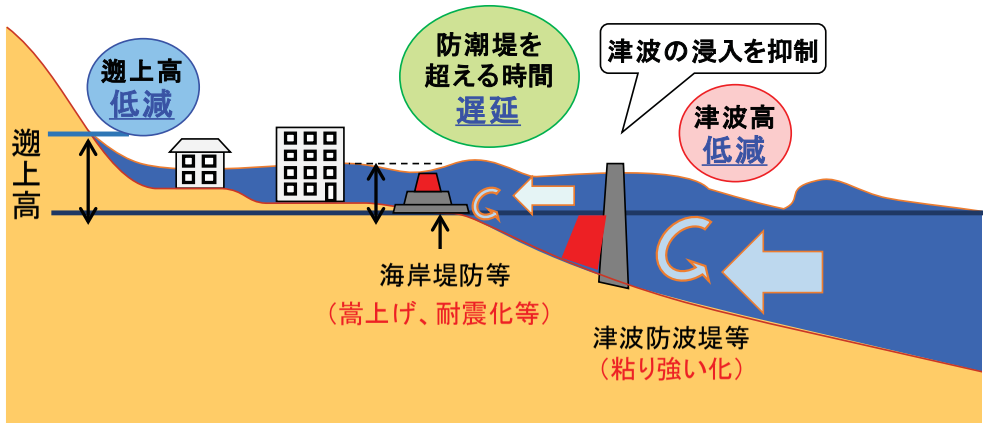

検討の方向性

○警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせて行われる避難に資するハード対策（海岸堤防等の嵩上げや耐震化、粘り強い化等）について、計画的かつ集中的な実施を推進するための個別補助制度を創設。

制度概要

大規模地震が想定され、津波到達までの予想時間が短い地域における津波対策（堤防等の嵩上げ、耐震化、粘り強い化等）を対象とし、以下を要件として設定

（1）大規模地震が想定される地域であり、かつ防護区域内に地域中枢機能集積地区を有すること【地域要件】
（2）事業費が4億円以上であること【事業費要件】
（3）概ね10年で工事が完了すること【工期要件】
（4）津波避難に資するソフト対策として、以下の①又は②に該当すること
　①津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画が策定されていること
　②津波浸水想定、津波災害警戒区域指定等のソフト対策が複数策定されていること

災害ハザードエリアからの都市機能移転の促進

700億円（1.00倍）
社会資本整備総合交付金の内数

○　頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアからの都市機能移転の促進等の防災まちづくり推進の観点から、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

○　このため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の安全なまちなか移転を促進するため、都市構造再編集中支援事業において以下の拡充を行う。

防災指針※に位置付けられた事業で
災害ハザードエリアから移転する場合、
都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和。

【対象事業】
都市構造再編集中支援事業

【要件緩和】
上記の移転の場合、都市機能誘導施設(注)の整備にかかる「同種施設１都市１施設まで」との支援要件を撤廃

(注) 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設

市街化区域
市街化調整区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
<災害ハザードエリア>
災害レッドゾーン
浸水ハザードエリア　等

病院

老人デイサービスセンター

子育て支援施設

※「防災指針」の概要（Ｒ２年６月法改正により立地適正化計画の記載事項として追加）

■防災指針に位置付ける対策（例）

■防災対策の実施プログラム（例）

	施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標 短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
警戒避難対策（ソフト）	リスク情報の提示	市全域	→		
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→		
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域	→		
建築対策 土地利用	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	随時検討・実施 →		
	土地利用規制	市全域	随時検討・実施 →		
	建築物の構造規制	市全域	随時検討・実施 →		
	宅地嵩上げ	居住誘導区域内	随時検討・実施 →		

	施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標 短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
施設整備（ハード）	河川整備（大河川）	市全域	→	→	→
	河川整備（中小河川）	市全域	→	→	
	避難場所設置（防災公園等）	居住誘導区域内	→	→	
	避難路整備	居住誘導区域内	→		
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内	→		
	内水対策（雨水流出、貯留対策）	居住誘導区域内	→	→	
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内	→	→	

災害リスクの軽減に向けた住宅分野の政策誘導

令和3年度政府案
優良住宅整備促進等事業費補助 ：258億円
地域型住宅グリーン化事業 ：140億円
スマートウェルネス住宅等推進事業 ：230億円

災害危険区域等における立地抑制・移転誘導

・防災の観点から建築規制のかかる災害リスクの高い区域において、住宅の立地抑制や同地域からの移転誘導を図ることが必要

＜建築規制がかかる災害リスクが高い区域＞
「災害危険区域（建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る）」
「土砂災害特別警戒区域」

① 新築住宅に係る支援事業の対象地域から災害リスクが高い区域を除外

対象支援事業		令和元年度新築支援実績
住宅金融支援機構	【フラット35】S	61,831戸
	子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資	22,279戸
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	759戸
地域型住宅グリーン化事業		9,728戸
サービス付き高齢者向け住宅整備事業		14,583戸

② 災害リスクが高い区域からの移転にインセンティブを付与

グリーン住宅ポイント制度（令和2年度3次補正予算案）

移転に伴い高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や既存住宅の購入を行う場合、商品や追加工事と交換できる最大100万円相当のポイントを発行

参考：【フラット35】S

・質の高い住宅ストックの形成を図るため、省エネルギー性や耐震性等に優れた住宅を取得する場合に【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度

■【フラット35】Sで対象となる4分野の住宅性能

省エネルギー性に優れた住宅 | 耐震性に優れた住宅 | 耐久性・可変性に優れた住宅 | バリアフリー性に優れた住宅

■【フラット35】Sの住宅の技術基準レベル

■【フラット35】Sの金利プラン

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S（金利Aプラン）	当初１０年間	年▲0.25%
【フラット35】S（金利Bプラン）	当初５年間	

災害公営住宅に代わるセーフティネット住宅等の活用促進

令和3年度政府案
公的賃貸住宅家賃対策補助　　：125億円
スマートウェルネス住宅等推進事業：230億円

セーフティネット住宅の活用

・近年、大規模災害が多発し、極めて多くの住宅被害が発生。
・しかし、被災者向けの災害公営住宅は、整備のための適地も少ないため、供給までに時間を要し、選択肢も限定的。
・既存の民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を活用して、被災者向け住宅を提供することにより、選択肢が増え、速やかな住まいの確保が可能。
・特に応急借上住宅の入居者は、セーフティネット住宅を活用できる可能性。

<被災者の住まい確保フロー>

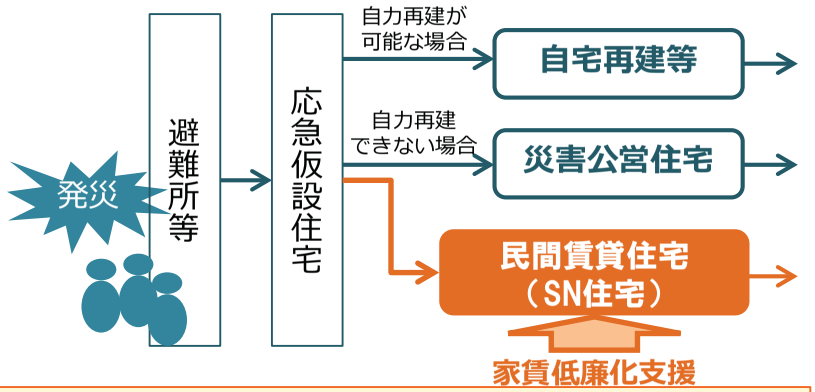

・民間賃貸住宅を活用した被災者の住まいを提供するため、被災者が災害公営住宅の代替としてセーフティネット住宅に入居する場合、家賃低廉化補助の補助限度額等を災害公営住宅と同程度まで拡充
①補助限度額　2万円（国費）　→　公営住宅並み家賃の引き下げに対応した額（最長20年間）
②入居対象者　月収15.8万円以下　→　月収21.4万円（収入分位40%）以下の世帯
③補助率　国 1/2、地方 1/2　→　国 2/3、地方 1/3 (一般災害)、　国 3/4、地方 1/4 (激甚災害、当初5年間)
※災害公営住宅制度と同様、当該災害により滅失した住戸数の3割（激甚災害は5割）に相当する戸数（災害公営住宅を建設又は買取する場合はその戸数を控除した数）を限度とする。

サービス付き高齢者向け住宅の活用

・災害発生時に、被災者のうち住宅に困窮する要援護者用の応急的な住まいや避難所として、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）を活用した事例あり。今後も、災害時におけるサ高住の活用が期待されており、その推進が必要。

・サ高住の新築に対する補助に関し、以下を要件化
「地方公共団体からサ高住に対して、応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者（原則としてサ高住入居資格を有する者）を受け入れること」
・既設のサ高住に対しても、同様の趣旨を事業者へ要請

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

令和3年度政府案：140億円

令和7年を目途に、耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としているが、令和2年4月時点で、耐震化率は約74%であり、引き続き、重点的に耐震化を促進することが必要。

大規模災害の激甚化・頻発化により、防災拠点（避難場所）の重要性が高まっており、公立の小学校・中学校などが指定緊急避難場所として指定されているものの、これらだけでは必要な避難場所が確保されないため、民間施設もフル活用して、大規模災害に備えた地域の防災拠点となる建築物の整備を促進することが必要。

地域の防災拠点となる建築物には、
①大規模災害発生時に避難者、帰宅困難者等の受け入れが可能であること
②耐震性能を有すること
が求められるが、現状では、耐震改修や帰宅困難者等対策を進めるための交付金・補助金が別々に制度化されているため、手続き面の煩雑さが課題。

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模災害に伴う帰宅困難者や水害時の避難者等を地方公共団体との協定の下で一時的に受け入れる施設の整備を、大規模建築物の耐震化とワンパッケージで重点的に支援する**「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。**

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

	建築物耐震対策緊急促進事業	災害時拠点強靭化緊急促進事業	一時避難場所整備緊急促進事業
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応
対象建築物	耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となる建築物　等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等
補助対象等	耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物などの耐震診断、補強設計、耐震改修に対する支援 制振ダンパー	帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援 防災備蓄倉庫	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、止水板等の整備に対する支援 電気設備の設置場所の嵩上げ
補助率	民間事業者の場合　国1/3、1/2、2/5 等 地方公共団体の場合 国1/3、1/2、2/5 等	民間事業者の場合　国2/3 地方公共団体の場合　国1/2	民間事業者の場合　国2/3 地方公共団体の場合　国1/2

地方整備局等の執行体制の強化

地方整備局等の執行体制の強化

○　令和２年７月豪雨災害をはじめとした大規模災害からの復旧・復興や災害発生時におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの自治体への派遣に加え、地域の防災・減災、国土強靱化の取組を図る観点から地方整備局及び北海道開発局の執行体制を強化。

地方整備局及び北海道開発局合わせて１３４人の純増。

地方整備局	＋１０１人
北海道開発局	＋　３３人

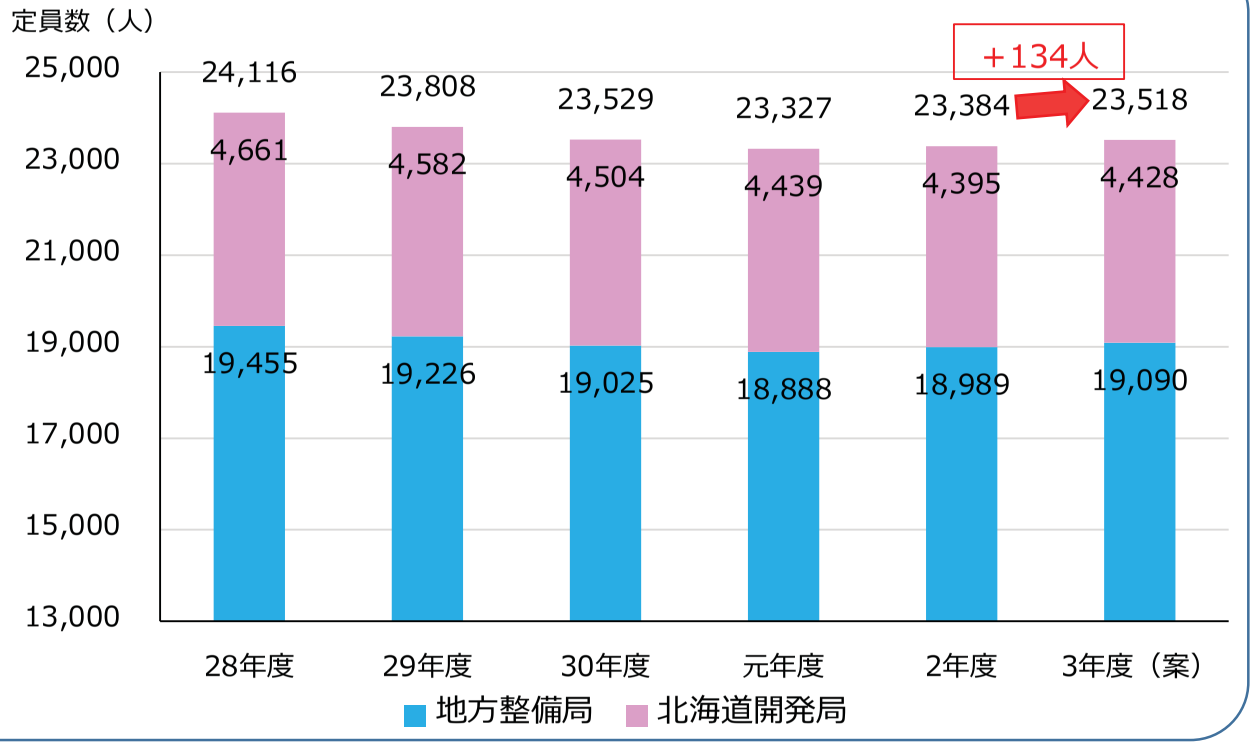

TEC－FORCEとは

○　大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるように、平成20年4月にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）を創設。これまで108の災害に対してのべ約12万7千人を派遣し、被災自治体を支援。

令和2年4月時点の隊員数は約1万4千人。

令和2年7月豪雨における主な活動内容

排水ポンプ車による浸水排除
（福岡県久留米市）

国道の被災状況調査・啓開方針の策定
（熊本県球磨村）

個別施設計画に基づくインフラ老朽化対策の推進

○　地方公共団体等が管理するインフラ施設は、個別施設計画に基づく老朽化対策について、個別補助制度、交付金により支援しているところ。
○　個別施設計画における維持管理費用の見通しや費用縮減に係る記載が不十分となっている実態を踏まえ、施設の集約・撤去など、インフラの維持・更新コストの縮減に向けた具体的な方針を個別施設計画に記載することを要件化。

【主な施設への支援に対する対応】

	事業名	R2 当初	R3 当初	具体的取組み
道路	道路メンテナンス事業費補助	2,223 億円	2,223 億円 （+0億円）	個別施設計画に、橋梁の集約・撤去など費用の縮減に関する具体的な方針等を記載することを要件化。さらに、短期的な数値目標を定める場合には、優先的に支援を行う。
河川・ダム	大規模更新河川事業	14億円	15億円 （+1億円）	個別施設計画に、費用の縮減や施設の統廃合等に関する方針が記載されていることを補助要件化。
	施設機能向上事業	交付金の内数	交付金の内数	個別施設計画に、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する基本的な方針を記載することを要件化。
海岸	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	交付金の内数	交付金の内数	個別施設計画を見直す場合の支援要件に、維持管理費用の見通しやコスト削減について、個別施設計画に記載することを要件化。
港湾	港湾改修費補助	12億円	12億円 （+0億円）	個別施設計画に、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する基本的な方針を記載することを要件化。
	港湾改修事業	交付金の内数	交付金の内数	

※　要件化の一部に経過措置を規定

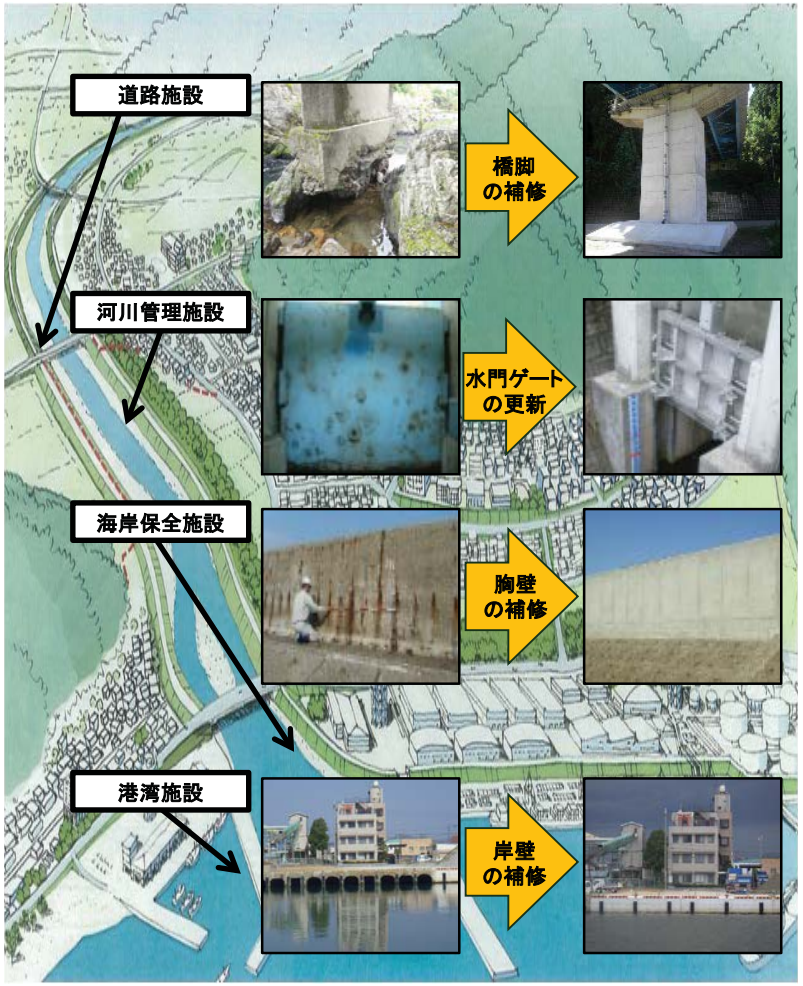

新技術等を活用した効果的なインフラ老朽化対策の推進

○　国直轄事業では、新技術等の活用によりコスト削減や省力化の取組が進められ、効果を挙げている事例もあるが、地方公共団体においては、その活用が低調。
○　中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減等のため、コスト縮減効果の高い新技術等の採用を予定している事業の優先採択や交付金の重点配分対象とする仕組みを導入。

【主な施設における新技術等の導入への支援について】

	事業名	R2当初	R3当初	具体的取組み
道路	道路メンテナンス事業費補助	2,223億円	2,223億円（+0億円）	個別事業において、コスト縮減効果や省力化が見込まれる新技術等の活用を検討することを要件化。 コスト縮減、省力化を試算し、新技術等を活用する場合には、優先的に支援する。
河川・ダム	大規模更新河川事業	14億円	15億円（+1億円）	新技術等の活用による省力化が確認できることを補助要件化。（令和2年度から）
	施設機能向上事業	交付金の内数	交付金の内数	コスト縮減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。
海岸	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	交付金の内数	交付金の内数	老朽化対策を支援する場合に、新技術等の導入検討を要件化。 個別施設計画に、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに盛り込む場合には、その計画変更に係る費用を新たに支援するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。
港湾	港湾改修費補助	12億円	12億円（+0億円）	老朽化対策を実施する場合に、コスト縮減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化。 新技術等を活用する場合、優先的に支援する。
	港湾改修事業	交付金の内数	交付金の内数	老朽化対策を実施する場合に、コスト縮減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。

※　要件化の一部に経過措置を規定

【新技術等の活用事例】

（道路）　施工性に優れた炭素繊維プレート接着工法

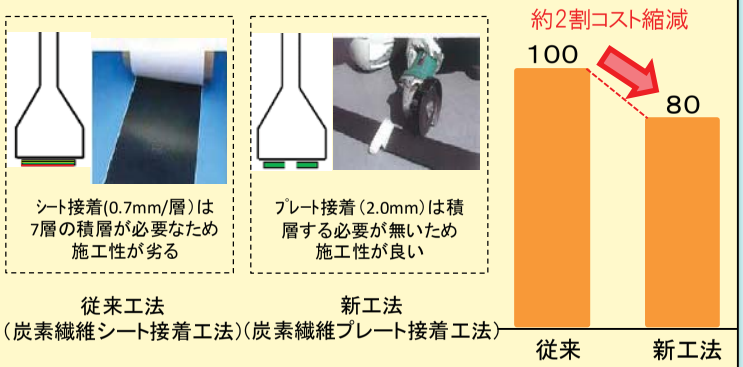

（河川）　新技術によるトータルコストの縮減

・　樋門の無動力化（フラップゲート化）により、操作の省人化を図る。

【樋門の無動力化】

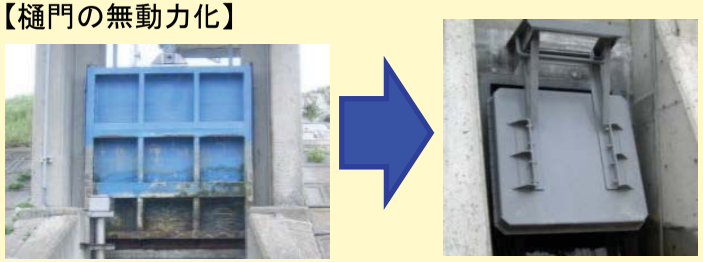

鋼製スライドゲート　　ステンレス製フラップゲート

都市インフラ更新における都市計画税の活用

○老朽化した都市インフラに関して、市町村の都市計画税を活用した計画的な更新・改修を促進するため、都市計画施設の改修事業を立地適正化計画に位置付けて実施する場合（令和２年６月に改正された都市再生特別措置法により制度創設）に対し、重点的に支援

以下の対象事業に該当する対象交付金・補助事業について、R3年度より重点的に支援する。

対象事業：「都市計画税を活用する都市計画施設の改修事業が位置付けられた立地適正化計画の区域で実施される事業」

対象交付金・補助金事業：

○社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

・都市公園・緑地等事業
・市街地整備事業
　［都市・地域交通戦略推進事業、都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等］

⇒重点配分対象化

○個別補助

・都市構造再編集中支援事業
・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
・まちなかウォーカブル推進事業

⇒交付金と同様の取扱いとする

参考：都市計画税

- 市街化区域内の土地・建物に課税される市町村税（市町村税収の約6%）。
- 使途が定められている目的税であり、税収は都市計画事業または土地区画整理事業に充てられる。
- しかし、地方の独自財源である都市計画税が、現在必ずしも有効活用されていないケースが存在。

（－同税を廃止した地方公共団体　11（2009年以降）
－同税を引下げた地方公共団体　21（2009年以降）
－収入超過となり
　基金積立している地方公共団体　26（H30年度））

- 令和2年6月の都市再生法改正により、立地適正化計画に位置付けられた改修事業に対しても、都市計画税を充当可能に。

交通需要マネジメントの導入促進

○歩行者中心かつ交通利便性の高いまちへの転換を促進するために、滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を定め、当該区域への自家用車の乗り入れ抑制につながる取組を合わせて実施する場合に対して、重点的に支援

○これにより、実効性の高いコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現を図る

以下の対象事業に該当する対象交付金・補助事業について、R3年度より重点的に支援する。

対象事業：「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を定め、当該区域への自家用車の乗り入れ抑制につながる取組を合わせて実施する事業」

対象交付金・補助金事業：

○社会資本整備総合交付金

・市街地整備事業（都市・地域交通戦略推進事業）

⇒重点配分対象化

○個別補助

・都市構造再編集中支援事業

・都市・地域交通戦略推進事業

⇒交付金と同様の取扱いとする

● 施策のイメージ（豊島区池袋）

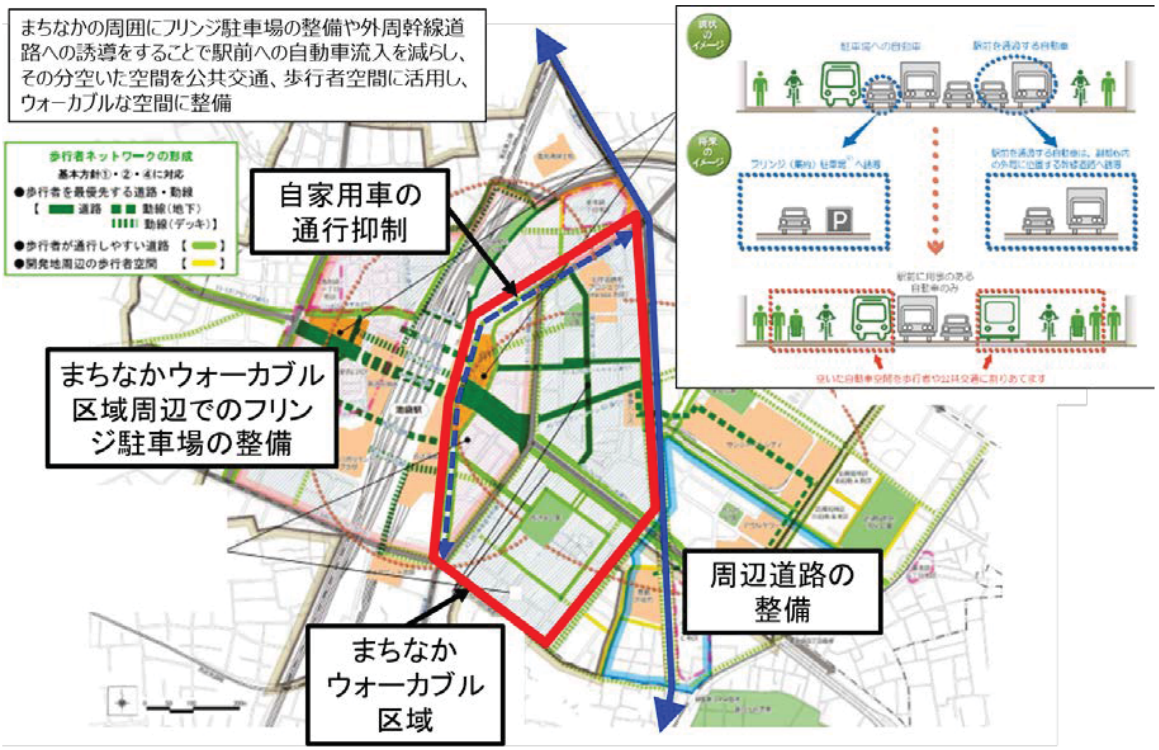

※上記の他、道路事業において、立地適正化計画に位置付けられる歩行者利便増進道路の整備を社会資本整備総合交付金の重点配分対象とする。

空きビル等の既存ストックの有効活用

700億円（1.00倍）
社会資本整備総合交付金の内数

○コンパクト・プラス・ネットワークの推進にあたっては、都市のスポンジ化への対応や施設整備のコスト縮減等の観点から、空きビル等の既存ストックを最大限有効活用し、まちなかへの都市機能の誘導を図ることが重要である。

○このため、都市機能誘導施設等の建築物の整備にあたり既存ストックの有効活用を推進するため、都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業（コンパクトシティ支援型）において以下の対応を行う。

都市機能誘導施設(※)等の建築物の整備への支援にあたり、整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討することを関連事業において要件化。

※ 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設

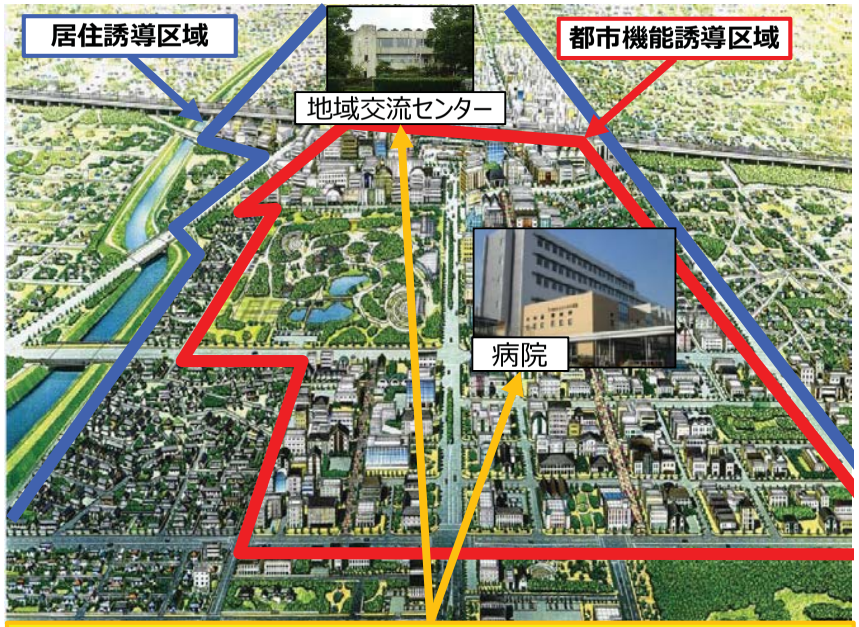

都市機能誘導施設等の建築物の整備にあたり、空きビル等の既存ストックの有効活用を検討

【対象事業】
都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業（コンパクトシティ支援型）

【都市機能誘導施設等の建築物の整備に係る支援要件】
「整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること」を追加。

閉店した商業施設

▶

都市機能誘導施設へ再整備

住宅地のスプロール開発の抑制

○ 農地転用を伴う宅地拡大の一因にもなっている、市街化調整区域内での「にじみ出し的な開発」による宅地等のスプロール化に関し、抑制の取組を強化。

「にじみ出し的な開発」とは？

- 都市計画法第34条第11号の規定に基づき、たとえ市街化調整区域であっても、市街化区域に隣接・近接しおおむね50戸以上練たんしている地域（⇒**11号区域**として指定）においては開発行為が許可される場合がある。

にじみ出し無し

（例）**市街化調整区域内の一定区域**を11号区域として指定
連たん数50戸、連たん距離50mを満たすものを許可

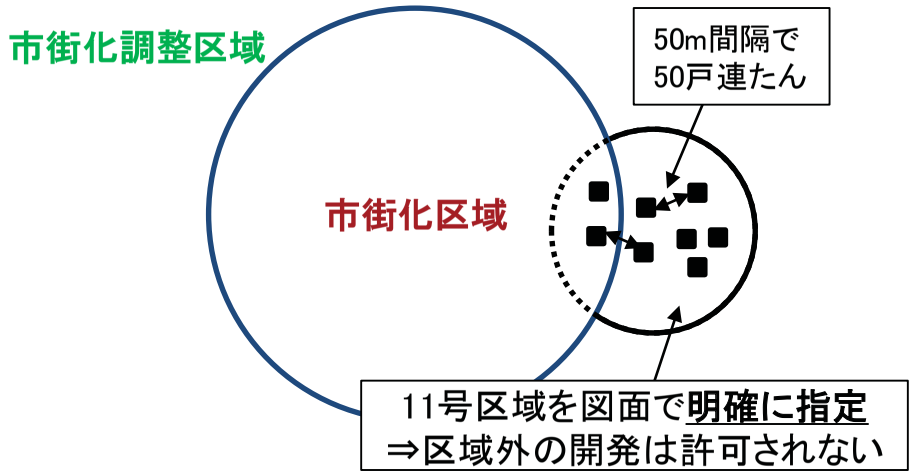

にじみ出し有り

（例）**市街化調整区域全体または広域**を11号区域として指定
連たん数50戸、連たん距離50mを満たすものを許可

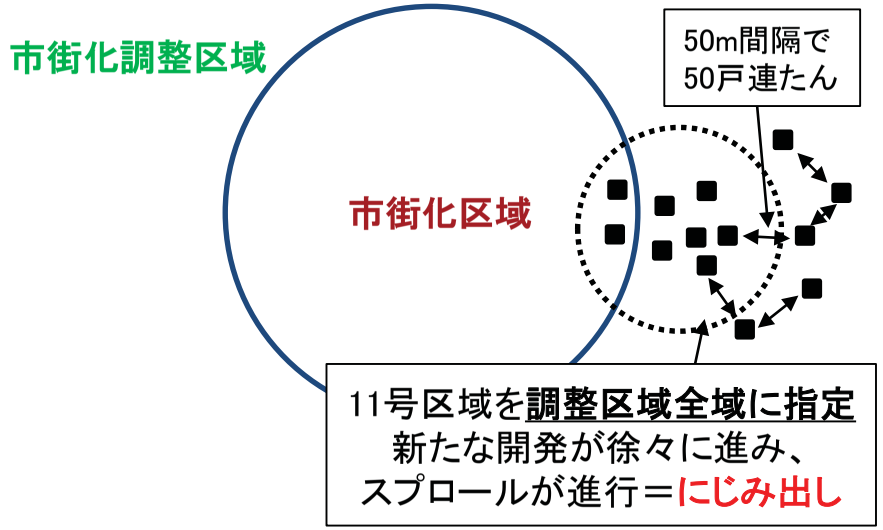

「にじみ出し的な開発」を抑制するため、
・11号区域を図面等で明示するよう開発許可制度に関する通知を発出する。併せて、11号区域を指定した市町村が都市構造再編集中支援事業を活用する際、不適切な「にじみ出し」事例があれば当事業の支援対象外とすべく、当該区域を明示した図面等の提出を求める運用を実施することとする。

生産性向上に資する道路ネットワークの整備　都城志布志道路 一般国道10号都城道路

国土交通省作成資料

令和3年度政府案 3,547億円

＜概要＞

■事業の目的

・一般国道10号都城道路は、都城志布志道路の一部を形成し、九州縦貫自動車道宮崎線との結節による物流の効率化を図るとともに、市街地の交通混雑解消及び沿道環境改善を目的とした総延長7.7kmの地域高規格道路。

■現在の状況

・これまでに、延長4.7kmが暫定２車線開通済。

・2021年度には乙房IC～横市IC間（延長3.0km）の開通を予定。

＜整備効果＞

○宮崎県都城市の畜産業産出額は、約630億円で全国1位。

○畜産に必要な配合飼料は志布志港から輸送されるとともに、生産された畜産は志布志港近接の精肉加工工場へ輸送されている。

○都城道路・志布志港の双方の整備を加速し、都城ICと志布志港を結ぶ広域ネットワークを形成することによって、都城市の地域経済を支える畜産業の生産性を向上させ、持続的な地域経済の成長に貢献。

《平面図》

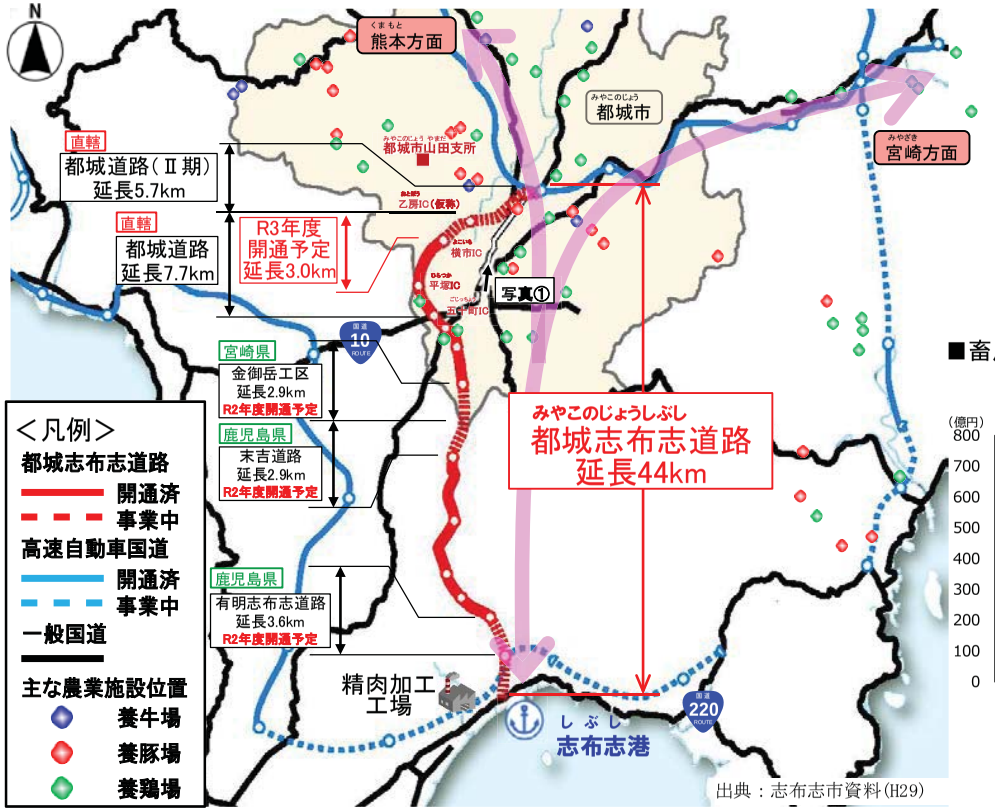

出典：志布志市資料(H29)

《位置図》

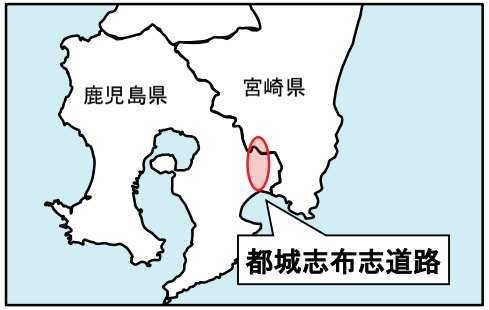

▲並行する国道10号の渋滞状況

■畜産業産出額（上位5位）

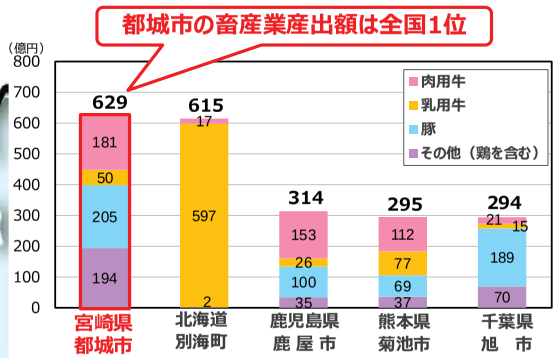

資料：農林水産統計年報（H28）

■所要時間の変化（志布志港～都城市山田支所間）

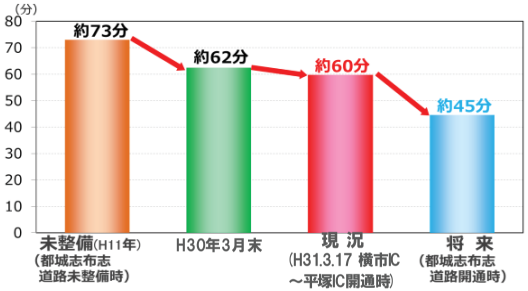

資料：（未整備時）H11道路交通センサス混雑時旅行速度より算出
（H30. 3月）ETC2.0ﾌﾟﾛｰﾌﾞﾃﾞｰﾀ(H29.4～H30.3)
混雑時旅行速度より算出
（現　　況）現況、都城道路の設計速度より算出
（将　　来）現況、都城志布志道路の設計速度より算出
※都城市山田支所：主要な農場が立地する箇所として設定

首都圏空港、中部空港の受入能力・利便性の向上

令和3年度政府案：331億円
うち、自動車安全特別会計（空港整備勘定）110億円、
財政投融資（政府保証）221億円

○　羽田空港における空港アクセス鉄道の基盤施設整備等や、成田空港における第3滑走路の新設等のための資金の貸付等により、受入能力・利便性の向上を図る。
○　中部空港において、第1ターミナルビルの改修等の更なる機能強化を推進するため、財政投融資（政府保証）を活用して、中部国際空港株式会社の資金調達を支援。

羽田空港

● 空港アクセス鉄道の基盤整備等　33億円

〔空港アクセス鉄道の整備効果〕

＜羽田空港アクセス線＞

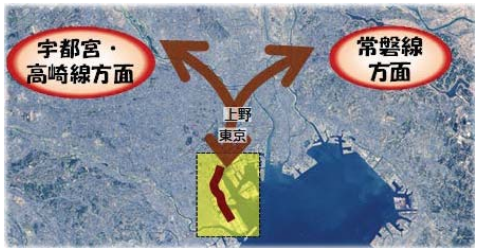

東京～羽田空港	所要時間	乗換
東京ﾓﾉﾚｰﾙ経由	約28分	1回（浜松町）
京浜急行経由	約33分	1回（品　川）
東山手ルート	約18分	なし

＜京急空港線引上線＞

京急品川駅～羽田空港の運行本数
現6本/時 ⇒ **9本/時**

※引上線は車両入換え等を行う専用線

成田空港

● 第3滑走路（C滑走路）の新設及び第2滑走路（B滑走路）の延伸のための資金の貸付（成田国際空港㈱に対する無利子貸付）等　77億円

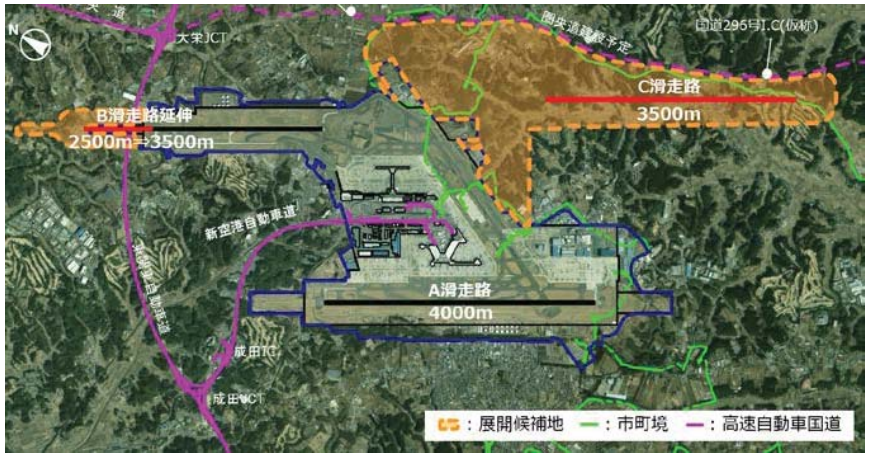

中部空港

● 中部国際空港㈱に対する財政投融資（政府保証）　221億円

〔第1ターミナルの改修〕

リノベーション前
保安検査場入口が混雑

リノベーション後
保安検査場を
・677㎡⇒910㎡に増床
・旅客処理能力が34%向上
により、混雑を緩和

国際コンテナ戦略港湾等の機能向上

令和3年度政府案：540億円

○ 国際コンテナ戦略港湾について、政策効果等を検証しつつ、ハード整備を引き続き推進。
○ 既存ストックを最大限活用する観点から、AIの活用等による港湾物流の生産性向上に重点化。

国際コンテナ戦略港湾政策の効果等の検証

WGの設置

○ 令和2年3月より、国土交通省に「国際コンテナ戦略港湾政策推進WG」を設置し、毎年度、政策効果等について検証。

構成

○ WGは、学識経験者、港湾管理者、港湾運営会社、港湾関係業界団体、荷主企業、国土交通省港湾局によって構成。

開催実績

・第1回：令和2年8月19日
・第2回：令和2年11月12日
・第3回：令和3年春頃開催予定

これまでの議論

○ これまでに整備した大水深岸壁の利用状況の検証をはじめ、政策効果等について議論。
○ 来年春頃に開催予定の第3回WGにおいて検証結果を踏まえた改善の方向性を提示し、ハード整備を含めた今後の政策に反映。

（事例）ハードの整備

AIやデータ連携による港湾物流の生産性向上

【ヒトを支援するAIターミナル】

- 本船荷役時間の最小化
- 港湾労働者の労働環境の改善
- 外来シャーシの構内滞在時間の最小化
- 荷役機械の燃料、維持修繕費節約によるコスト削減

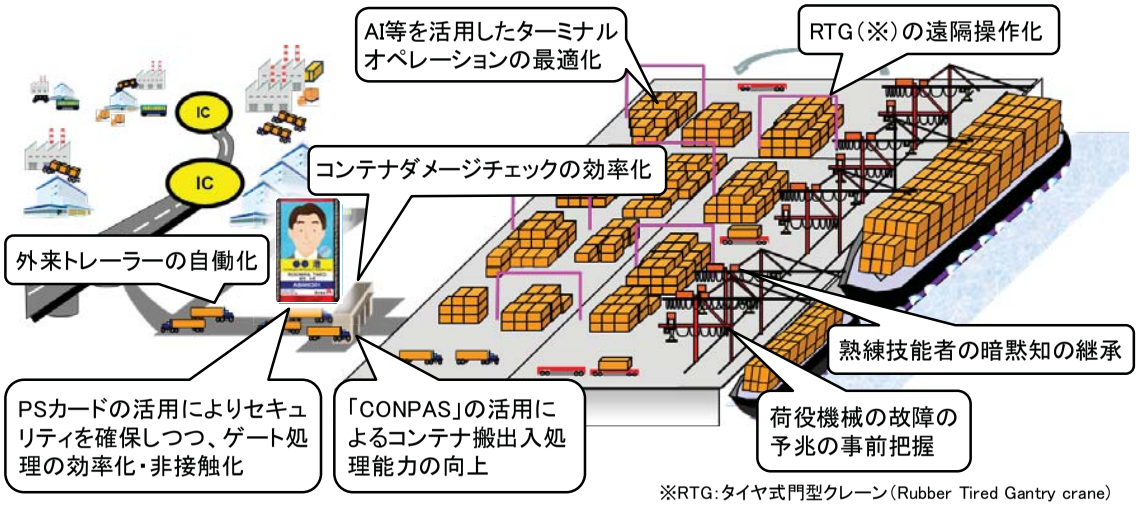

※RTG：タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）

＜「ヒトを支援するAIターミナル」の取り組み例＞

コンテナダメージチェック支援システムの実証事業

・コンテナの外観を計測し、AI等を活用してコンテナのへこみや膨らみなどのダメージの判別を支援するシステムを開発

・システムの活用により、コンテナターミナルのゲート処理手続きの時間短縮、ダメージチェック作業の安全性向上を図る

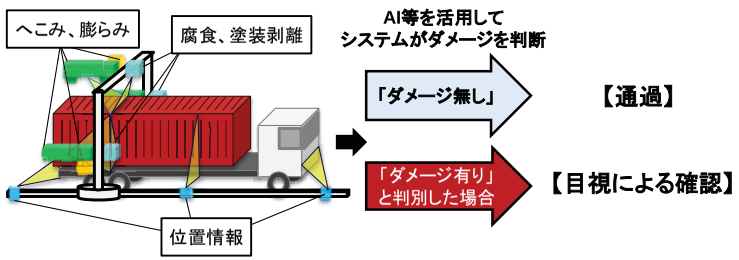

港湾関連データ連携基盤の整備

令和3年度政府案：13億円

○ 現状、紙・電話等で行われている民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化する「港湾関連データ連携基盤（港湾物流分野）」については、開発・接続テストを終えて令和3年度より運用開始。機能強化や他システムとの連携を推進することで、利便性の向上と利用拡大を図る。

○ 併せて、港湾物流、港湾管理、港湾インフラのデータを連携させるための基盤整備を進め、効率的な物流体系の構築や戦略的な港湾整備・企業立地への活用を図る。

港湾関連データ連携基盤について（港湾物流分野の例）

【現状（港湾関連データ連携基盤利用前）】

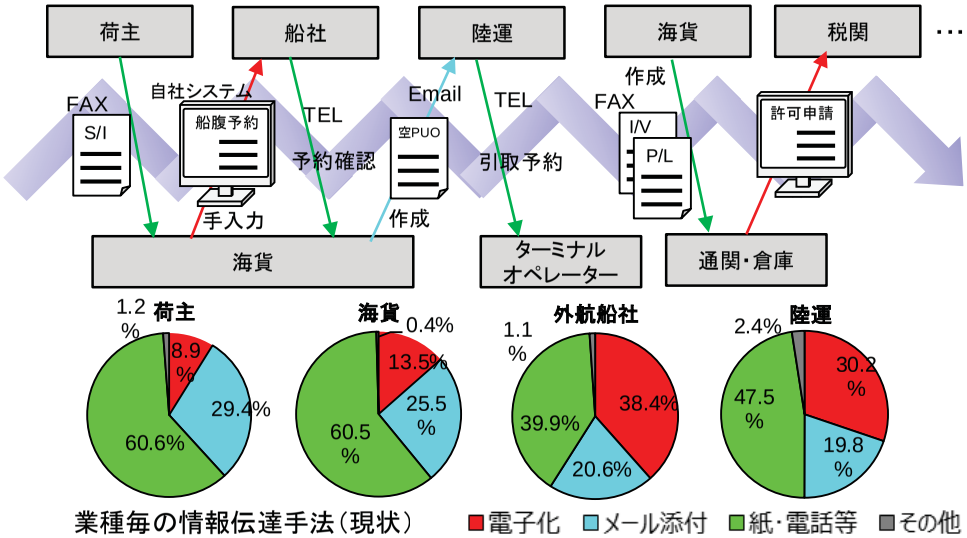

【港湾関連データ連携基盤（物流分野）利用後】

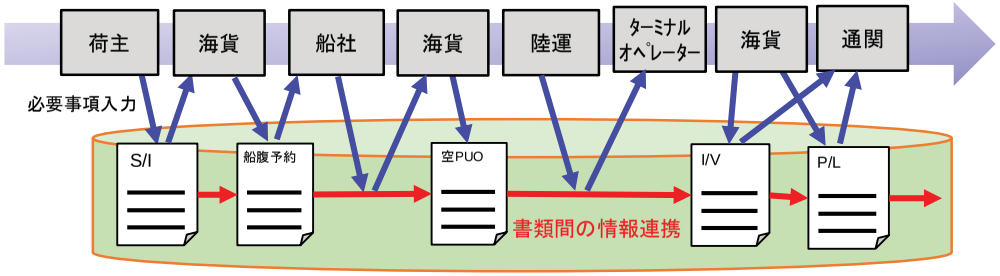

3分野（港湾物流・港湾管理・港湾インフラ）の全体像

【港湾物流】
民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化するシステム

CONPAS：貨物搬出入予約の導入など、コンテナターミナルのゲート前混雑等を解消する目的で国土交通省が開発した新・港湾情報システム

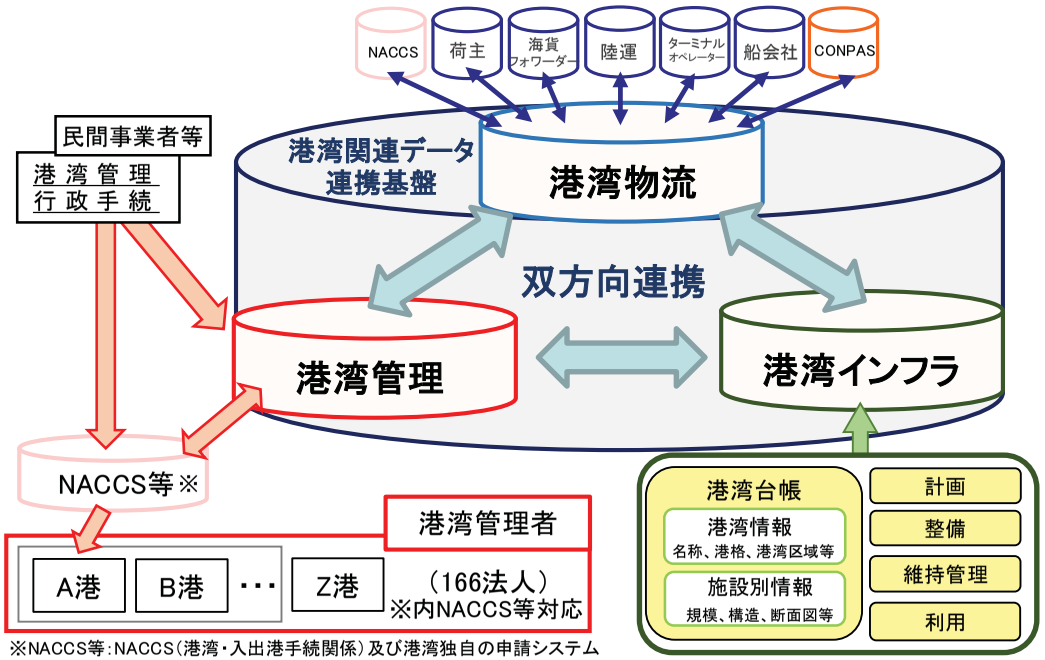

※NACCS等：NACCS（港湾・入出港手続関係）及び港湾独自の申請システム

【港湾管理】
港湾における様々な行政手続について、電子申請で行うことを可能とするシステム

【港湾インフラ】
港湾インフラ情報を一元的に管理することにより、適切な整備・維持管理を可能とするシステム

整備新幹線の着実な整備

令和3年度政府案:804億円

○　令和３年度における整備新幹線予算については、令和２年度と同額の８０４億円。
○　鉄道・運輸機構のガバナンス、国土交通省による監理監督のあり方、工事の進捗状況とコスト管理を機動的に連動させるような仕組みなどの、整備新幹線をめぐる諸課題への対応について、引き続き検討を進め、結論を得ることを前提とし、金沢・敦賀間の工事費に相当する分を執行。

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づく昭和48年の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線のことをいう。

北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線（鹿児島ルート）	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線（西九州ルート）	福岡 - 長崎間

○その主たる区間を列車が時速200km以上の高速で走行できる幹線鉄道。
○（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設・保有し、営業主体（JR）に対し施設を貸付け（上下分離方式）。

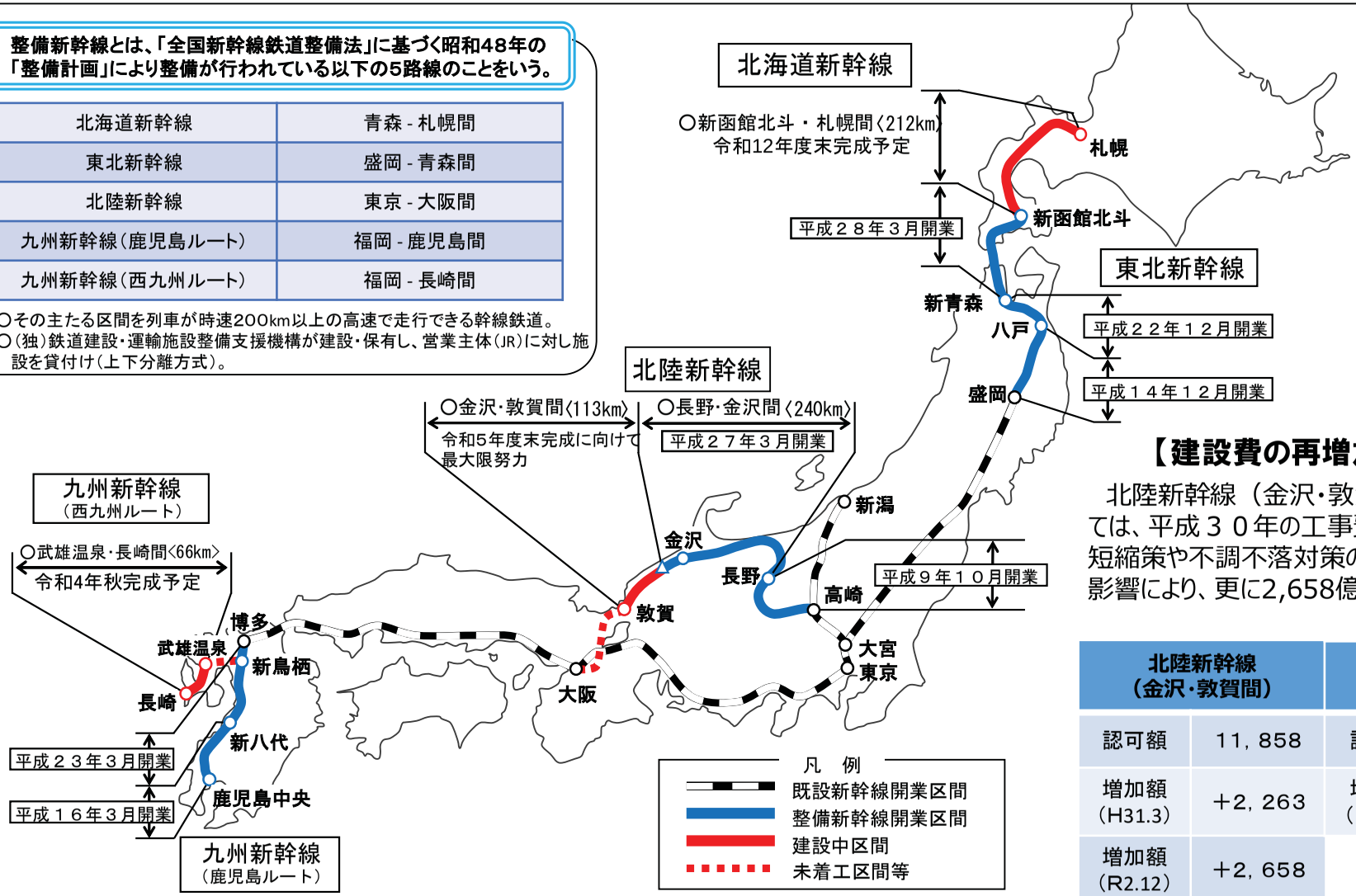

【建設費の再増加について】

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の建設費については、平成３０年の工事費増加に加えて、工期短縮策や不調不落対策の実施、物価上昇等の影響により、更に2,658億円増加する見込み

（億円）

北陸新幹線（金沢・敦賀間）		九州新幹線（武雄温泉・長崎間）	
認可額	11，858	認可額	5，009
増加額（H31.3）	＋2，263	増加額（H31.4）	＋1，188
増加額（R2.12）	＋2，658		

工事費再増加への対応

○　工事費の再増加２，６５８億円及び平成３０年に生じた工事費増加の未処理分３４６億円の財源（計３，００４億円）については、既開業区間である北陸新幹線（高崎・長野間）において開業後31年目以降に想定される貸付料を含む貸付料財源を最大限確保して対応。

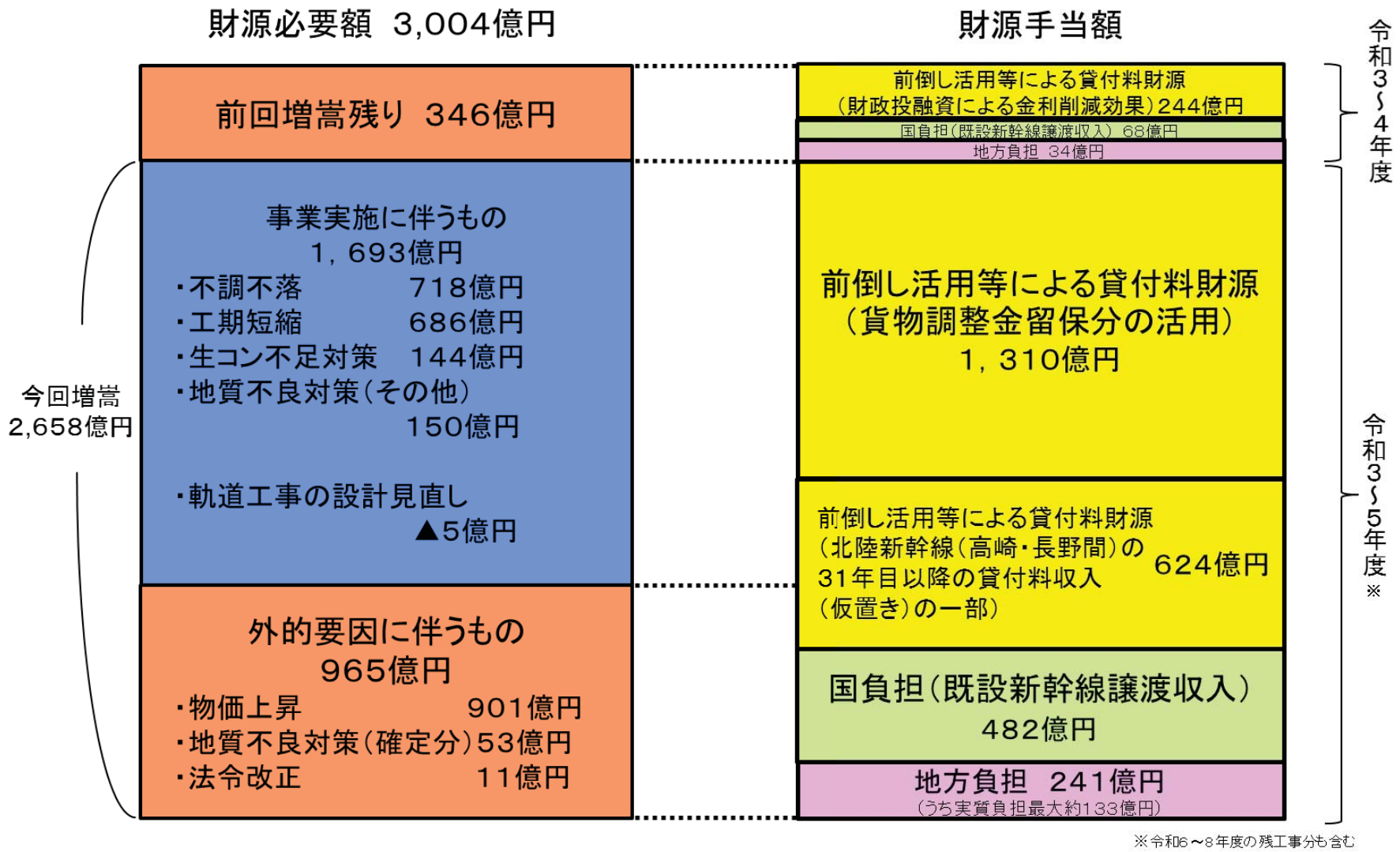

※令和6～8年度の残工事分も含む

下水道等における維持管理情報のデジタル化・PPP/PFI活用の加速化

令和3年度政府案
社会資本整備総合交付金の内数

○ 下水道施設の効果的な維持管理を行うにあたっては、維持管理情報のデジタル化・統合化を進め、農業集落排水等とも連携し、PPP/PFI、運営の広域化を加速することが重要。

○ 下水道地域活力向上計画策定事業について、現在は下水道施設のみが対象のところ、下水道及び農業・漁業集落排水等の施設において一体的に実施される計画並びに計画策定に必要な施設の調査を交付対象に追加。

下水道地域活力向上計画策定事業
（社会資本整備総合交付金）

現状の交付対象

■ PPP/PFI手法やICT活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画 （交付率：1/2）

拡充

拡充により下線部を追加

■ 下水道施設及び農業・漁業集落排水等の汚水処理施設（下水道施設を含む場合に限る。）において一体的に実施する PPP/PFI手法やデジタル化を含む 整備・管理の広域化・効率化に係る計画 及び計画策定に必要な施設の調査 （交付率：1/2）

他の汚水処理施設等と連携した下水道施設のPPP/PFIの例（高知県須崎市）

下水処理場・管渠と、漁業集落排水施設等を一括して運営権者に委託

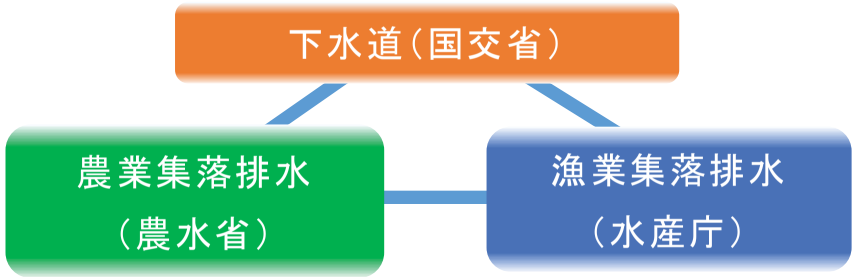

産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進

令和3年度政府案：27億円

○ 2030年の農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標の達成に向け、港湾を通じた農林水産物・食品の輸出をこれまで以上に促進するため、農林水産物・食品の輸出に資する岸壁や荷さばき地の整備予算を増額するとともに、民間の生産関係者と港湾関係者が連携して策定する計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合に、温度・衛生管理が可能な荷さばき施設や冷蔵コンテナの電源装置等を支援対象に追加(注)。

(注)従来は、地方公共団体や第3セクターのみを支援対象としていたが、令和3年度より、民間事業者を支援対象に追加したもの。

＜農林水産物・食品の輸出額の推移と輸出手段別割合＞

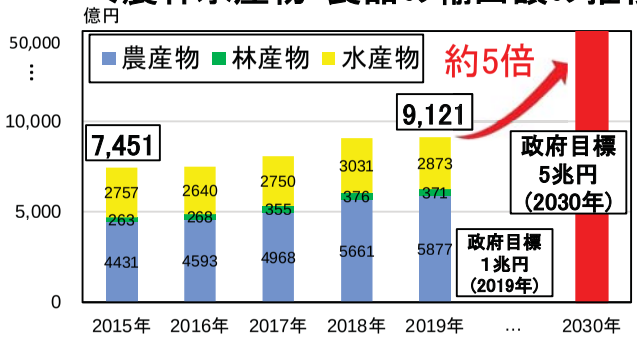

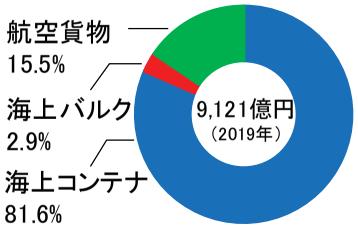

出典：農林水産省資料、貿易統計に基づき国土交通省港湾局作成

＜農林水産省と国土交通省が連携して推進する取組＞

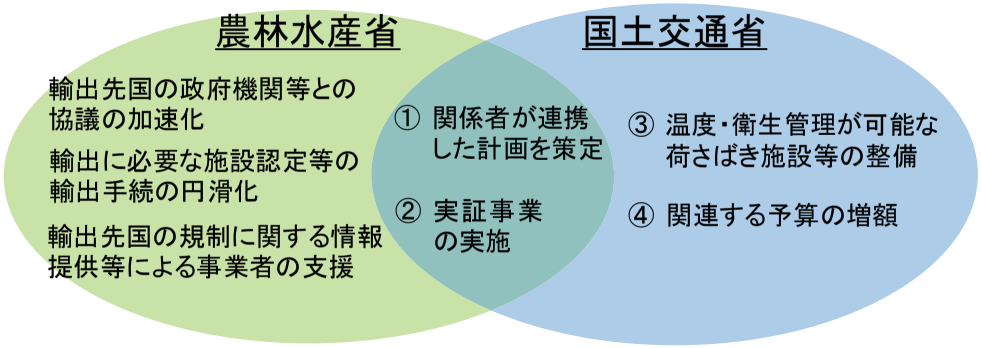

＜具体の取組イメージ＞

産地 → 国内流通（市場等） → 港湾 → 海外

① 生産者、卸売事業者、物流・港湾事業者が連携した計画を策定

② 高機能コンテナやRORO船を活用した実証事業の実施

③ 温度・衛生管理が可能な荷さばき施設等の整備

(出典：金剛産業㈱ HP)

④ 関連する予算の増額

コールドチェーンの確保など、輸出の川上から川下までの連携を強化

建設業の生産性向上

○　国直轄事業に加え、地方公共団体への補助事業においても国庫債務負担行為（２か年国債、ゼロ国債）を活用することにより、公共工事の施工時期の一層の平準化を推進。

※国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度。
このうち、工事の実施が２ヵ年度に亘るものを２ヵ年国債といい、初年度に契約を行う（国費の支出はゼロ）が国費の支出は翌年度となるものをゼロ国債という。

○　あわせて、国の直轄土木工事の大規模構造物設計における３次元デジタル化を原則化。

【2か年国債活用のイメージ】

無理に年度内完了とせず、必要な工期を確保

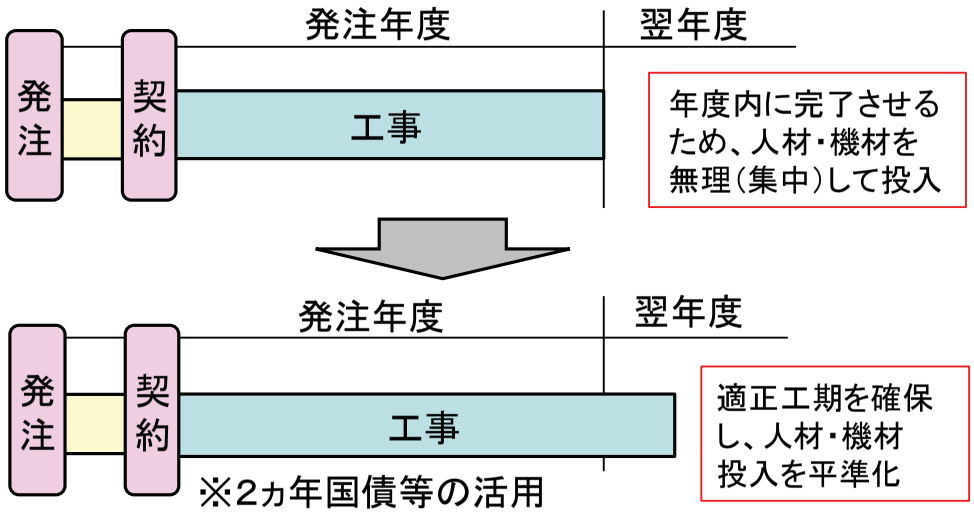

【ゼロ国債活用のイメージ】

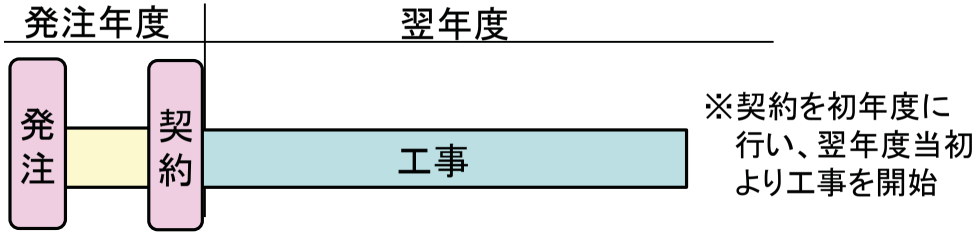

【2か年国債、ゼロ国債（当初）の推移】　【令和3年度予算（案）】

（単位：億円）

	2か年国債	ゼロ国債
H29年度	1,480	1,410
H30年度	1,723	1,407
R元年度	2,009	1,210
R2年度	1,935	1,323

2か年国債・ゼロ国債合計で6,000億円規模に拡大

【土木工事における3次元デジタル化のイメージ】

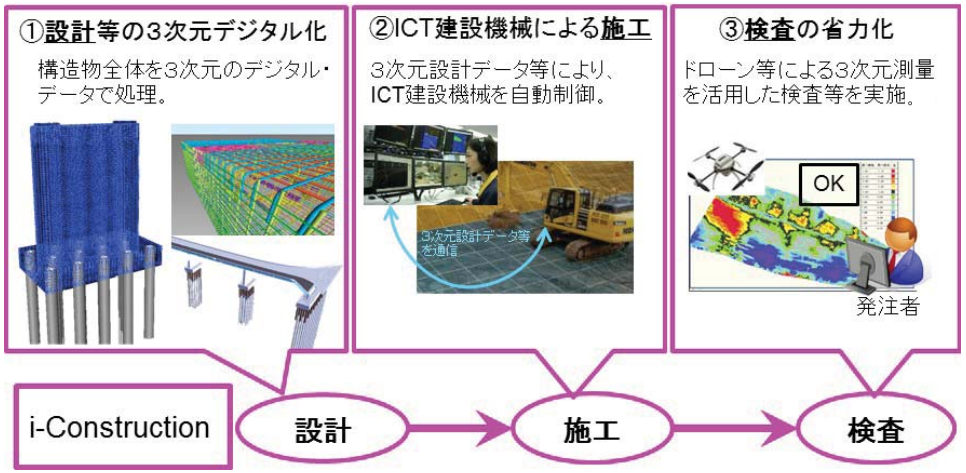

観光庁作成資料

観光庁関係予算のポイント

令和3年度当初：448億円（うち観光財源300億円）＋令和2年度3次補正650億円
Go Toトラベル事業：1次補正1.35兆円＋予備費0.31兆円＋3次補正1.03兆円

○ **感染拡大防止策の徹底を大前提**に、当面の観光需要の回復を担う日本人**国内旅行の需要を強力に喚起**しつつ、本格的な**インバウンド回復に備えた取組**を進める。

○ このため、① **Go Toトラベル事業の延長**、②大きな打撃を受けている**観光産業の再生**と**ワーケーション等の普及・定着**、③国内外の観光客を惹きつける**滞在コンテンツの充実**、④**観光地等の受入環境整備やインバウンドの段階的復活**に向け集中的に取り組む。

Go Toトラベル事業の延長 （1次補正:1.35兆円＋予備費:0.31兆円＋3次補正:1.03兆円）

○Go Toトラベル事業の延長

・中小事業者や被災地など**観光需要の回復が遅れている事業者・地域へ配慮**しつつ、制度を段階的に見直しながら**延長**し、**感染状況を踏まえ柔軟に対応**

観光産業の再生と「新たな旅のスタイル」の普及・定着 （当初：17億円・補正：550億円）

○ホテル・旅館・観光街等の再生

・宿泊施設、飲食店、土産物店等の**観光施設を再生**し、**地域全体で魅力と収益力を高める**ため、**短期集中で**施設改修や**廃屋の撤去**等を**強力に支援**

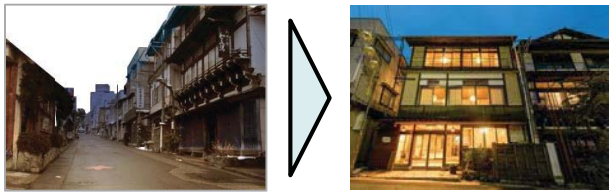

【観光施設の改修や廃屋の撤去等による観光地としての魅力向上】

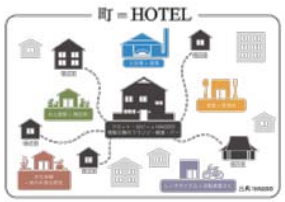

【小規模宿泊事業者の協業（分散型ホテル）】

【貸切バス等を使った着地型旅行商品の造成】

○ワーケーション等の普及

・企業と地域双方の環境整備、マッチングによる**企業と地域の継続的な関係性**の構築

【休暇を利用した働き方の普及】

国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの充実 （当初：217億円（うち観光財源201億円）・補正：50億）

○アドベンチャーツーリズム等の高付加価値・長期滞在型コンテンツの造成等

・**観光資源（自然・文化・食）を磨き上げ**、その価値を深く体感できる**高付加価値・滞在型コンテンツ**を造成

・宿泊施設等の従事者向けの研修・コンサルティング

→ **上質な観光サービス**の創出

【トレッキング@旭岳 一面の雪景色・噴煙】

○地域の事業者の連携による観光資源の磨き上げ

・観光事業者・観光地域づくり法人（DMO）と、**交通・漁業・農業・地場産業などとの連携**による観光需要の回復・地域経済の活性化

【例：漁業と観光の連携】
観光客が立ち入りにくい漁業の体験ツアーを造成

○デジタル技術の活用による高付加価値化

・**最先端のデジタル技術**を活用し、**自然・文化等をより深く体験・体感**できるよう磨き上げ

【例：専用スーツ×大自然体験】
専用スーツの着用により、触覚・力・温度等を再現し、雪山や火山帯等の体験コンテンツを実現

観光地等の受入環境整備やインバウンドの段階的復活 （当初：208億円（うち観光財源99億円）・補正：50億）

○公共交通機関や観光地等における受入環境の整備
（**多言語**、**無料Wi-Fi**、**キャッシュレス**、**バリアフリー化**等）

【キャッシュレス決済対応】

【駅のバリアフリー化】

○最先端技術を活用して、ストレスフリーで出入国できる空港を整備

【顔認証ゲート】
パスポートと顔情報の照合により対面による本人確認不要

○コロナ禍を経た旅行需要の変化に対応した訪日プロモーション（**安全・安心**への取組に関する**情報発信**等）

○インバウンドの段階的回復に向けた小規模かつ防疫措置を徹底した**パッケージツアーの試行的実施**

○教育旅行を通じた青少年の国際交流の促進

・**海外教育旅行の再開・回復**のため、教育関係者等を対象としたセミナー開催、マニュアル整備を支援

地域公共交通の維持・活性化

令和3年度予算案　206億円
令和2年度第三次補正予算305億円

○　ポスト・コロナに向けた急速な社会構造の変化の中で厳しい経営環境に置かれている地域公共交通の維持と活性化のために、**地域の多様な主体の連携・協働による取組を支援**していく。

○　乗客管理へのＩＣＴ導入による運行ダイヤの最適化等の**運行効率化**や、鉄道・バス・デマンド交通等の**異なる交通モードが連携した路線の再編**、宿泊事業者と連携した**観光需要の取り込み**など、**生産性向上や経営の持続可能性の確保に取り組む事業者などを重点的・集中的に支援**。

○　また、地域バスの運行費支援について、改正法に基づく地域公共交通計画の早期策定に取り組み、**経営効率、公的負担等をＫＰＩとして設定する地域の補助路線に対して重点的に配分**。

地域の実情に応じた生活交通の確保維持

○　地域を結ぶ幹線バス交通や地域内交通（コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送含む）の運行や貨客混載導入等を支援

○　離島航路・航空路の運航支援

○　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持のため、欠損額増大の補助対象額への算入等、補助要件を緩和。（２年度３次補正）

地域公共交通の活性化に向けた新たな取組の後押し

○　公共交通事業者が「事業活性化・継続計画」等を策定して行う、デジタル投資、安心・安全の確保、観光事業者との連携等、収益の回復・増加等のための「新たな取組」を重点的に支援。

【補助対象例（補助率1/2等）】
○　デジタル技術の導入にかかる経費
○　地域におけるＭａａＳの構築
○　「

観光需要受入のための環境整備

○　観光需要の取り込みに積極的に取り組む交通事業者に対し、革新的な感染症対策機器の導入、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大等を支援。

【補助対象例（補助率1/2、1/3等）】
○　新技術（高性能フィルタを有する空気清浄機等）を活用した感染症対策
○　魅力ある車両の導入　等

持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等支援

○　改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定支援　等

快適で安全な公共交通の実現

○　ノンステップバス、福祉タクシーの導入
○　地域鉄道の安全対策　等

空港使用料及び航空機燃料税の引下げ

- 新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の低迷を受け、航空ネットワークの維持を図るため、令和2年度下期の空港使用料のうち、着陸料及び停留料をそれぞれ45%引下げ（55億円程度）。
- 加えて、令和3年度の時限措置として、国管理空港の国内線の空港使用料（着陸料、停留料及び航行援助施設利用料）及び航空機燃料税を減免（1,200億円程度。空港使用料及び航空機燃料税の総額の5割減相当）。
- 今回の減免による歳入の減少を踏まえ、中長期的には収支均衡するよう、空港使用料を適正な水準に定める。

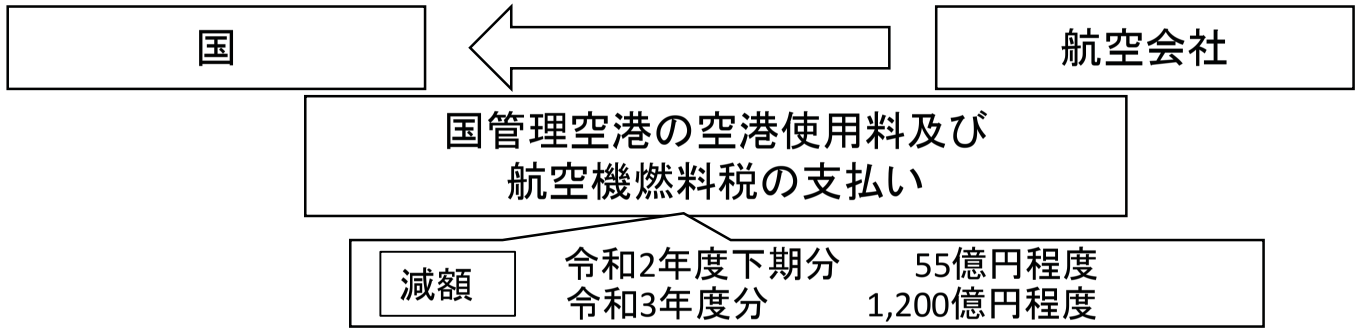

空港使用料

●着陸料
空港の使用（着陸）の対価として徴収。

●航行援助施設利用料
管制サービスの対価として徴収。

●停留料
駐機の対価として徴収。

航空機燃料税

航空機に積み込まれた燃料に課税。

※空港使用料にはこのほか保安料が含まれるが、今回の引下げの対象外。

令和３年度　海上保安庁予算について

国土交通省作成資料

令和3年度政府案：２，２２６億円

○　令和２年度３次補正予算と合わせ、引き続き「海上保安体制強化に関する方針」（平成２８年１２月）に基づく体制強化等を推進。

令和２年度３次補正予算にて措置

大型巡視船（1,000トン型）1隻、中型ヘリコプター6機、大型練習船1隻　等

大型巡視船（1,000トン型）

中型ヘリコプター

大型練習船

令和３年度予算のポイント

海洋監視体制の強化

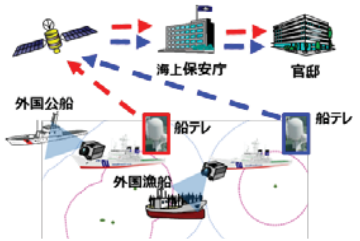

映像伝送機能等の強化

その他　重要施策

⇒　海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた取組み等

海洋状況表示システムの機能強化等

⇒　法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組み

諸外国の海上保安機関との連携強化等

業務基盤の充実・強化

【課題】
長期行動を伴う大型船巡視船における感染症対策が必要
【対策】
・排気装置の設置などの改修等

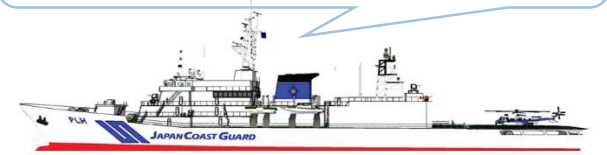

大型巡視船の感染防止対策

海上交通の安全確保

【灯浮標の定期交換】

<灯浮標の引揚げ>　<灯浮標の整備>　<再設置>

航路標識の適切な維持管理

予算額の推移

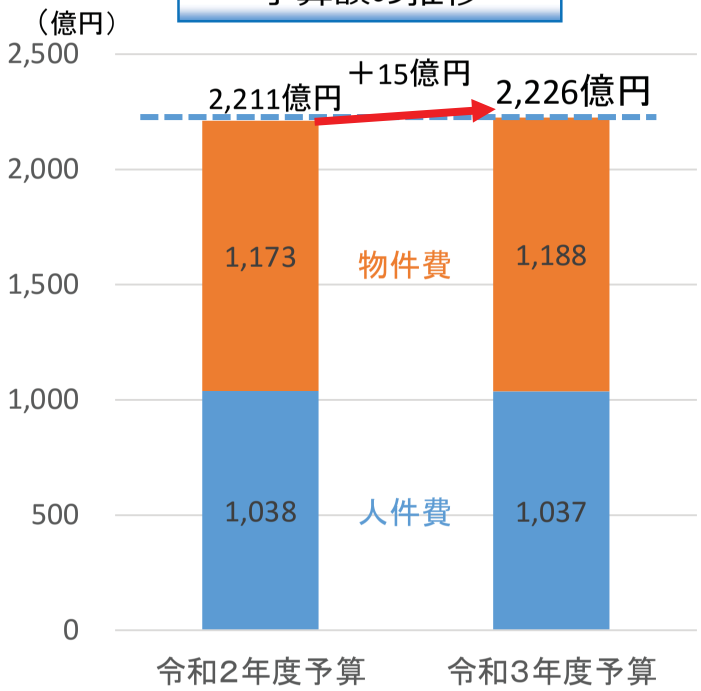

※計数は四捨五入によっており、端数において合計とは合致しない。
※令和2年度予算に「臨時・特別の措置」（国土強靱化分）43億円は含んでいない。

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

令和3年度政府案　47億円

平成6年度及び7年度に旧自賠責特会から繰り入れた約1．1兆円のうち、約0．6兆円が繰り戻されていないことから、平成29年の大臣間合意に基づき、平成30年度予算より繰戻しを再開。

令和2年度

○　令和2年度は、一般会計から自動車安全特別会計へ40億円を繰戻し。

令和3年度

○　一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しを47億円（対前年度　＋7億円）に増額。

○　特別会計の事業の原資である積立金の取崩額を4年連続で縮減。

○　自動車事故被害者やそのご家族から要望のある、被害者救済事業を拡充。

（単位：億円）

歳出			歳入		
	R2	R3案		R2	R3案
事業費合計	144	144	積立金運用収入等	26	20
			積立金取崩し	78	77
			一般会計繰戻し	40	47
歳出合計	144	144	歳入合計	144	144

被害者救済事業の拡充

○　遷延性意識障害者に対して適切かつ質の高い治療・看護を実施する「小規模委託病床」の拡充

○　重度後遺障害者の在宅介護を支える介護料支給対象品目の追加

○　「介護者なき後」を見すえた障害者支援施設等への補助の増額

子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備の促進

令和3年度政府案
スマートウェルネス住宅等推進事業　230億円の内数

先導的な住環境整備の支援

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係るモデル的な取組を支援
- 今後、ますます少子化の進展が見込まれる中、子育て世帯が安心して暮らすことができる住環境の実現に向けた支援の充実が必要

- 本事業の対象に、「子育て世帯向け住宅（子育て支援施設、ひとり親向けシェアハウス、ＩｏＴ等による子供の見守り、子ども食堂など）の整備」を追加

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業	
事業主体	民間事業者、医療法人、社会福祉法人、NPO　等
補助対象 補助率	建設工事費（建設・取得）1/10 改修工事費　2/3 技術の検証費　2/3　等
補助限度額	3億円／案件

事例：多世代共生型の持続可能なまちづくりプロジェクト（横浜市）

- 本事業では、子育て支援施設（保育所）のほか、高齢者向け賃貸住宅など様々な施設が併設
- 隣の大規模分譲マンションなどの地域住民による子供の見守り・子育て支援・子供会の地域コミュニティ活動、保育所による育児相談・地域交流などを積極的に実施

⇒ 子育て世帯・高齢者等の相互交流が生まれ、子育て世帯等の住み替え・近居を促進

保育所と地域の交流

敷地面積：約7,240㎡　延床面積：約11,347㎡
事業開始：令和元年11月
用途：認可保育所、デイサービス、訪問介護事業所、生活支援施設（カフェ、スーパー等）、交流施設、サービス付き高齢者向け住宅：181戸（18～65㎡）

地域と連携するエリアマネジメントの実践により、コミュニティの活性化を図ります。

エリアマネジメントによる地域連携の促進

×

十日市場の「コミュニティマネジメント」

住まいのマネジメントにより、多世代住宅地として維持するとともに、広域での住み替えや近居を実現します。

住まいのマネジメントによる多世代居住の実現

子育て支援

医療・福祉サービス

買い物サービス

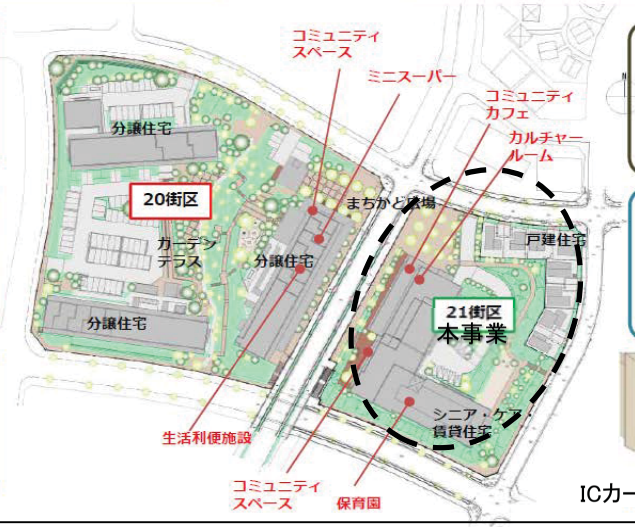

地域ぐるみの防犯

文化・教養・健康増進

ICカードを利用した安全確認

自動車安全特別会計(空港整備勘定を除く)

【令和3年度歳入予算】

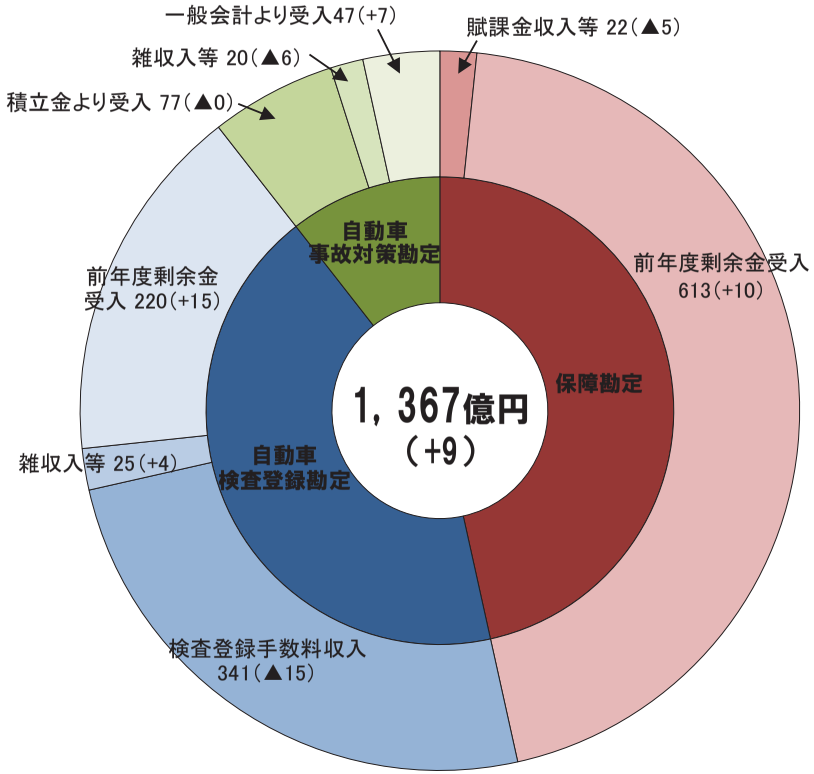

【令和3年度歳出予算】

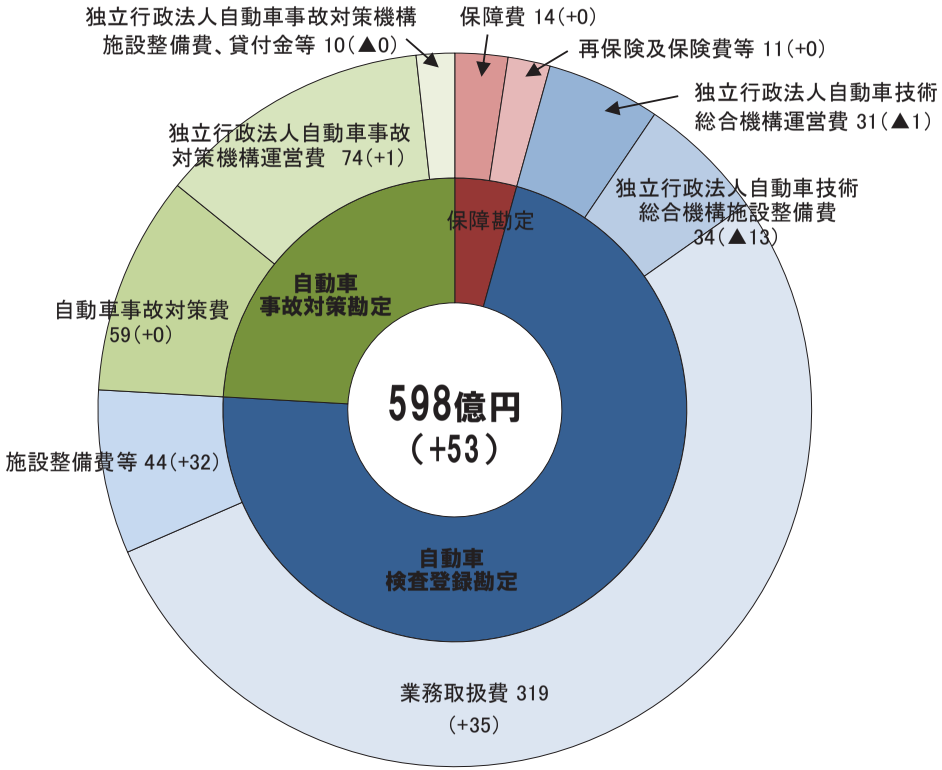

(単位:億円)(対2年度当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
保障勘定	26(+1)	17(▲0)	17(▲0)
自動車検査登録勘定	428(+52)	427(+52)	427(+52)
自動車事故対策勘定	144(+1)	140(+2)	140(+2)

※計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

＜主な歳入・歳出増減の内訳＞ (対2年度当初)

(歳入)
- 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しの増(+7億円)

(歳出)
- 自動車検査登録勘定における次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等に係る経費の増(+35億円)
- 自動車検査登録勘定における不動産購入費等による施設整備費等の増(+32億円)
- 自動車検査登録勘定における自動車技術総合機構施設整備費の減(▲13億円)

自動車安全特別会計　空港整備勘定

【令和3年度歳入予算】

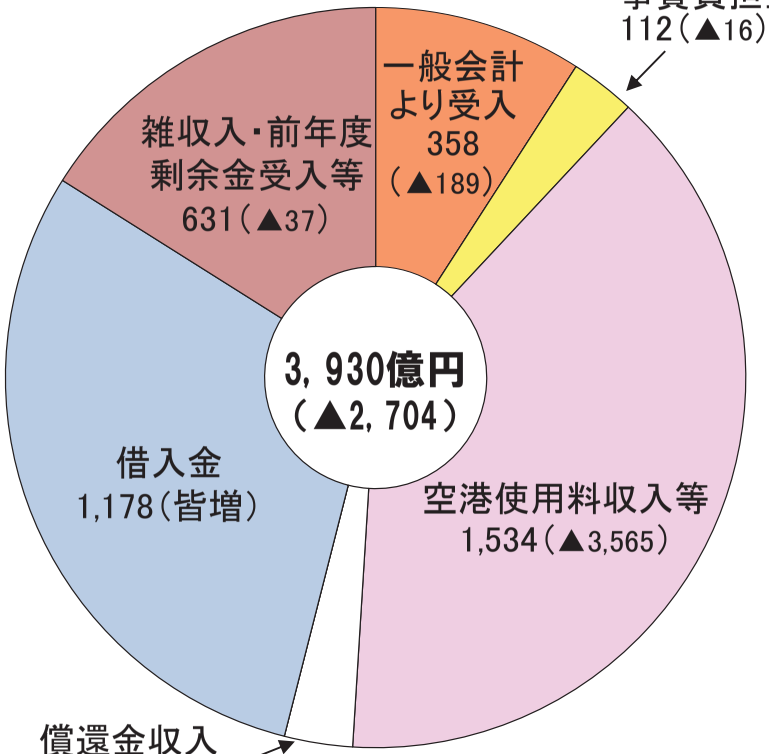

【令和3年度歳出予算】

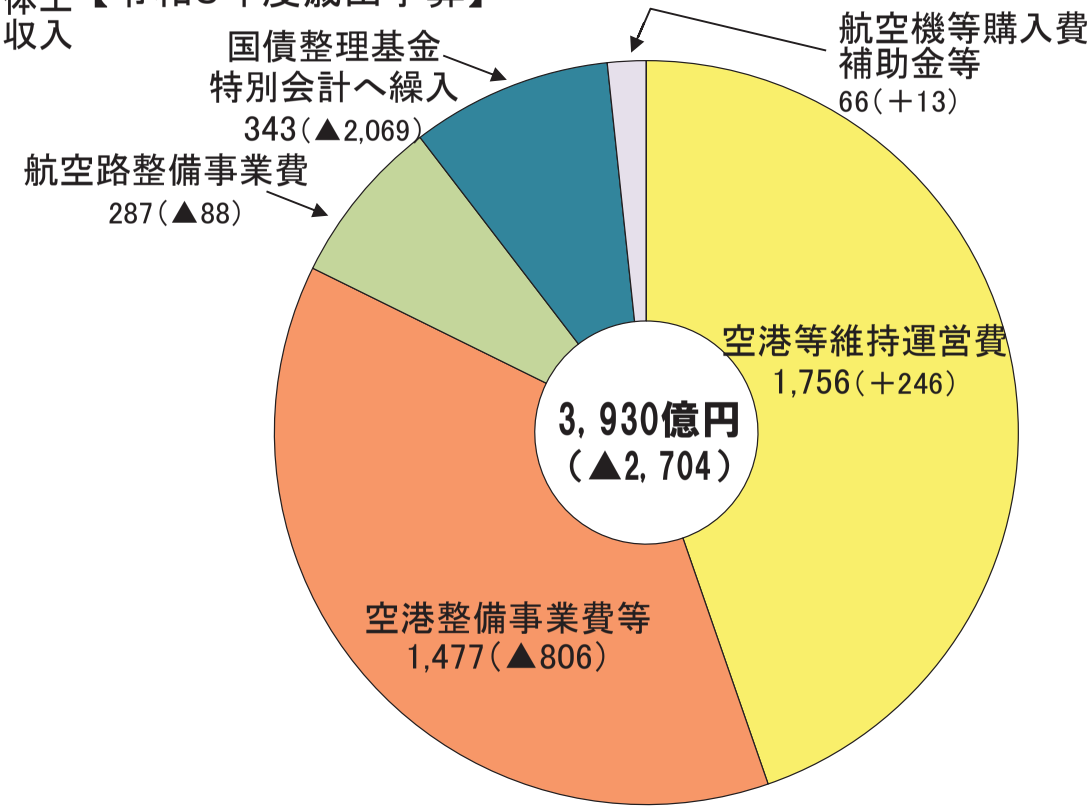

（単位：億円）（対2年度当初）

歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障給付費等を除いた額
3,930（▲2,704）	3,303（▲857）	3,303（▲857）

＜主な歳出増減の内訳＞　（対2年度当初）

- 空港使用料収入等の減収を踏まえた事業計画策定による空港整備事業費の減（▲833億円）
- 財政融資資金の繰上償還の皆減等による国債整理基金特別会計への繰入の減（▲2,069億円）

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定

【令和3年度歳入予算】

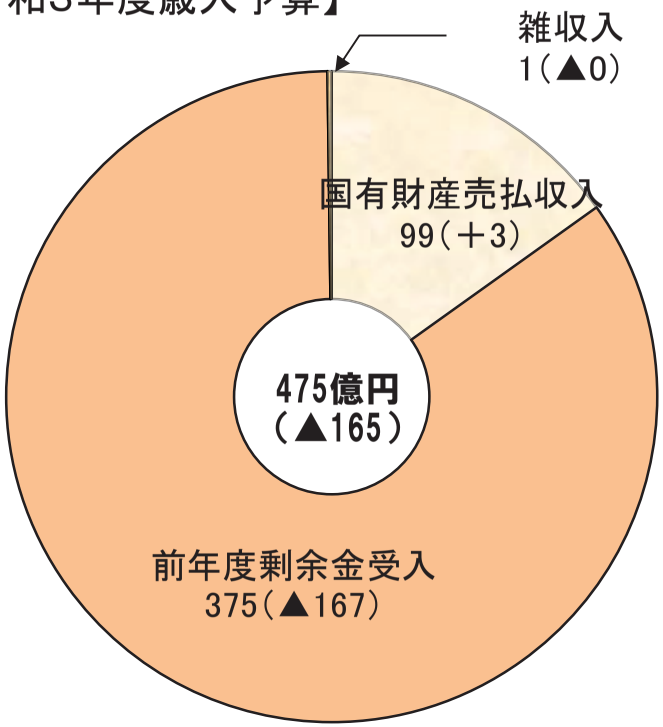

【令和3年度歳出予算】

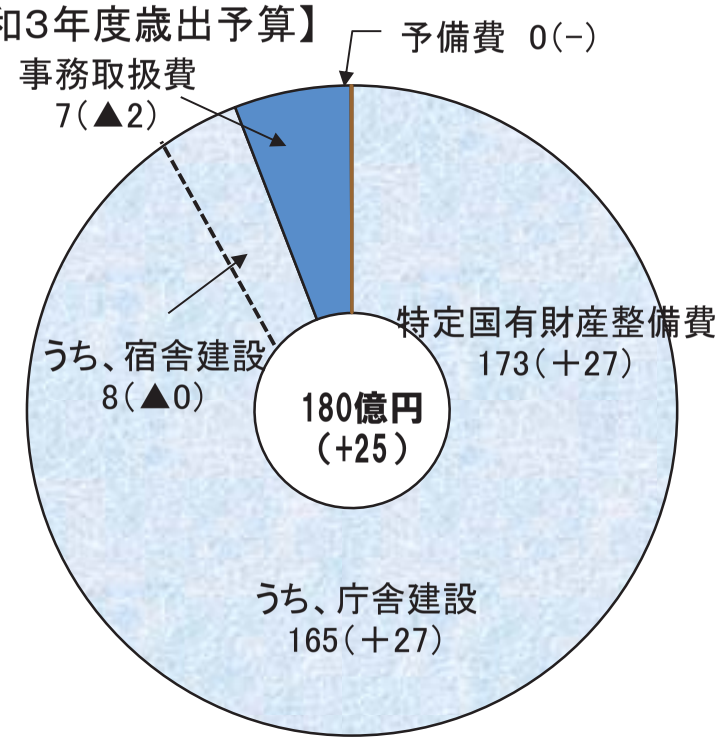

（注）　旧特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、平成21年度末までに策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された本勘定で経理を行うこととされており、未完了事業完了後の残余財産は、一般会計に承継。

（単位：億円）（対2年度当初）

歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
180（+25）	180（+25）	180（+25）

＜主な歳出増減の内訳＞　（対2年度当初）

・　庁舎建設について、整備事業の進捗に伴う事業費の増（＋27億円）